

厚岸町議会 第2回定例会

令和2年6月17日
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和2年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。

- 議長（堀議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（堀議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。
過日、書面開催されました北海道町村議会議長会定例総会において、中屋議員が町村議会議員として在籍25年以上の自治功労者表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規程に基づき、表彰の伝達を行います。
中屋議員は演壇前までお進みください。
表彰状、厚岸町議会、中屋敦殿。
あなたは議会議員として、多年にわたり議会制度の効用と地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされ、もって地方自治の発展に寄与、貢献され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和2年6月16日、北海道町村議会議長会会長、渡部孝樹。
以上で、表彰の伝達を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、5番南谷議員、6番音佐藤議員を指名いたします。

- 議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
6番、佐藤委員長。

- 佐藤議員 議会運営委員会を委員会報告をいたします。
去る6月15日、午前9時53分から第5回議会運営委員会を開催し、令和2年厚岸町議会第2回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告があります。町長側からの報告として、行政報告があります。議会からの提出案件は、会期の決定、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書であります。いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。報告第7号から報告第14号までは、先決処分事項の報告など8件で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。議案第41号から議案第44号は、令和2年度各会計補正予算4件であります。審議方法は、議長を除く11名をもって構成する令和2年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定をいたしました。議案第45号から議案第74号は一般議案30件、議案第75号から議案第79号までは条例の一部改正5件で、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。一般質問は7名であります。

本定例会の会期は、本日6月17日から19日までの3日間に決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から19日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を行います。まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和2年3月4日開会の第1回定例会から、本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会、釧路公立大学事務組合議会及び釧路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は別途議員控え室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

本会議を休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時07分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第6、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

令和2年5月11日開会の厚岸町議会第2回臨時会において私が行った新型コロナウイルス感染症に関する状況報告以後の状況や町の対応策について、行政報告をいたします。

国は、全ての都道府県において、緊急事態措置を実施する必要がなくなったとして、5月25日に緊急事態解除宣言を行うとともに、基本的対処方針の一部を変更し、解除後は、「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定する感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提に、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和し、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくとし、再度の感染拡大が認められた場合は、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに感染拡大防止対策等を講じることとしました。

これを受け、北海道では、石狩振興局管内以外の地域については、緊急事態宣言が解除された5月25日以降は、一部を除く遊興施設と運動・遊戯施設について、感染拡大防止のため、引き続いての休業要請を行ってきましたが、6月1日には、全ての施設について休業要請を解除いたしました。

しかしながら、道内では未だに感染者が確認されている状況を踏まえて、7月末までを「外出」「施設の使用」「イベント等の開催」の自粛や制限の段階的緩和の移行期間として、6月18日までの間は、札幌市及び他都府県との往来等について慎重な対応を求めるとともに、「3つの密」を避け、感染を予防する「新しい生活様式」の実践など「北海道スタイル」の構築に取り組んでおります。

感染状況については、町内では、新たな感染者は確認されていませんが、道内では、依然として札幌市を中心に、新規の感染者の発生が続き、6月15日現在の感染者は1,176人、6月9日から15日までの直近1週間の1日当たりの新規患者数は7.3人と、未だ収束には至っておりません。

続いて、5月12日以降の町の対応について申し上げます。

緊急事態宣言の解除に伴い、特措法に基づく「厚岸町新型コロナウイルス感染症対策本部」を、町独自の「厚岸町感染症対策本部」に改め、引き続き会議を開催し、情報収集と共有のほか、感染拡大防止のための対策を講じております。

緊急事態宣言期間、緊急事態宣言解除後における感染拡大防止の取組みについては、接触機会の低減に向けた不要不急の外出、新規感染者の多い札幌市や他都府県との不要不急の往来、繁華街への接待を伴う飲食店への外出、の自粛や慎重な対応、3つの密の回避など「感染症まん延に向けた取組」のほか、手洗い、咳エチケットの徹底、人と人

との距離を保つ取組み等「新しい生活様式」の実践について町民に周知し、引き続いての感染拡大の防止に努めてまいりました。

また、町民が日常生活の中で必要な行動がとれるよう、「感染症の受診の目安や健康相談」「町税納付や公共料金等の支払相談」「中小企業等の経営・金融相談」等の相談窓口の開設のほか、小中学校や高等学校、保育所や幼稚園など、町有施設等の休業・休館等の状況については、多様な手段により、臨時の周知を行ってまいりました。

小中学校については、臨時休業中においても、保護者に子どもの朝晩の検温などをお願いし、5月25日から各校ごとに分散登校を実施、6月1日からは通常登校とし、児童生徒や職員のマスク着用、手洗いの徹底、机と机の間隔を広めるなどの対策を講じております。

児童館と保育所は、保育の縮小をしていた5月31日まで、通常の保育とした6月1日以降も、保護者に子どもの朝晩の検温のお願いをするとともに、受入時に子どもの体温及び体調を確認するほか、2歳以上の児童や職員のマスクの着用、手洗いの徹底などの対策を講じております。また、5月18日から開所している子育て支援センターについても同様の対応としております。

町立厚岸病院は、これまでと同様、臨時発熱外来を設置し、入口で発熱症状などの有無を確認の上、症状に応じて適切な対応を行うほか、面会者についても同様に発熱症状を確認し、症状のある方については、面会をご遠慮いただいております。

その他公共施設については、必要な感染症対策を講じた上で、6月16日までに、順次、開館、利用の開始等をしております。

また、役場や保健福祉総合センター等では、緊急事態宣言解除後も、各箇所への消毒液の設置、窓口や供用スペースなどの消毒、窓口へのアクリルパネル等の設置、職員のマスク着用、来庁者の執務スペースへの立ち入り制限などを引き続き行っております。

また、新たな感染症対策として、70歳以上の高齢者が自宅で健康維持のための活動ができるよう、介護予防体操等のDVDなどを作成し、希望者へ配付するほか、厚岸消防署の救急活動における感染症対策のため、マスク、防護服及び除染用オゾンガス発生装置など必要な装備の充実を図ります。

続いて、前回報告した以外の今年度、町内で開催を予定している主なイベント等の状況について申し上げます。

6月27日から7月5日までの開催を予定していた「あつけしあやめまつり」、9月初旬に予定していた「厚岸町いきいきふれあい食と健康まつり」は中止、他の行事等については、今後の状況を見て開催の可否等の判断をしていく予定であります。

続いて、町内経済への影響であります。6月5日を期日とする町内事業者等を対象とした4回目の聞き取り調査では、4月分の影響額は、3月分の影響額よりも約1億5,200万円多い約5億2,600万円で、これまでの影響額は併せて約9億円となり、休業要請は解除となったものの、さらなる影響の拡大を危惧しております。

漁業では、消費低迷によるカキの出荷制限や、市場での魚価の下落が続き、漁業経営に影響が出ているとのことであります。

酪農業では、依然として飲食店や製造業における乳製品の需要の減少は続いておりますが、小中学校が再開され、学校給食用の牛乳の消費が戻りつつあり、生乳出荷への影

響は出ていないとのことであります。

しいたけ生産では、市場取引に大きな影響は出ていないものの、飲食店との取り引きが依然として減少しているとのことであります。

商工業では、特に影響を大きく受けている業種が、宿泊行、飲食業のほか、小売業等の生活関連事業、水産加工業、水産物卸業、運送業、自動車販売業にまで広がり、休業要請が解除となった後も、社会経済活動が依然として低迷し、事業継続への不安材料が解消されていない状況にあります。

町では、これまでに町の全部局を範囲とした「厚岸町新型コロナウイルス経済対策本部会議」、町内の経済・産業団体と町が連携して経済対策に関する検討を行う「厚岸町新型コロナウイルス経済対策連絡会議」を開催し、必要となる経済対策に関する情報の収集と共有をし、地域経済や町民生活に有効な対策の検討と速やかな実施に努めてまいりましたが、さらに対策が必要な町内経済に迅速に対応するため、必要な予算について、本定例会へ専決処分の報告と補正予算案を提出し、議員の皆様と協力して、有効な緊急経済対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、5月11日の報告後の経済対策の状況についてですが、一つ目に、感染症の影響を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者への資金融資に係る信用保証料と利子分を補助する「中小企業者緊急資金融資」については、融資を希望する事業者が多く、町内金融機関と協議をし、5月14日に融資資金の総額を2億円引き上げ6億円としております。

6月12日現在における実施、申込、希望の合計件数は72件、融資額は5億8,160万円、令和2年度における保証料及び利子補給に係る補助は4,389万5,000円を見込んでおります。

二つ目に、前年同月比での売上額が30%以上減少している宿泊業と飲食業に、1件当たり60万円の給付金を支給する「緊急支援給付金」については、新たな経済対策として実施する別の給付金の支給に合わせ、売上額の減少率が30%未満の事業者にも10万円を支給する内容を加え、6月1日から実施しております。

6月12日現在の支給件数は、全て支給額が60万円で60事業者中44事業者、支給額は2,640万円、全体の73%となっております。

三つ目に、国の緊急事態宣言による休業要請や行事の中止、外出控え等により、特に経営が悪化する飲食業をはじめとする商工業者の事業継続と生活支援のため実施する「緊急経済対策応援券」については、5月25日現在、厚岸町の住民基本台帳に記録されている9,139人に、1人当たり3,000円を飲食店専用とする6,000円の商品券を公布、6月10日から利用を開始しております。

四つ目に、漁業者が厚岸漁業協同組合が行う緊急融資を受ける際の信用保証料と利子分を町が全額補助する「漁業者緊急対策資金に係る保証料補助及び利子補給」については、6月15日現在における融資件数は5件、融資額が395万円、このほか現在6件の相談を受けております。

五つ目に、感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、対象児童1人当たり1万円を支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」については、6月15日から支給を開始し、883人に支給済みであります。

六つ目に、1人当たり10万円を支給する「特別定額給付金」については、5月14日から受付を開始、5月26日から順次支給しております。

6月16日現在で、対象者9,135人中、8,928人に支給済みで、支給率は98%であります。

七つ目に、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いによって、被用者が療養のために労務に服することができない期間の収入減少分に対し支給する、厚岸町国民健康保険及び北海道後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の傷病手当金については、現在のところ対象となる申請はありません。

次に、新型コロナウイルス感染症が町経済や町民生活に、さらに深刻な影響を及ぼしている現状を踏まえて、新たな経済対策を実施することといたしました。

新たな経済対策の一つ目は、「町内事業者の水道料金と下水道使用料の免除」であります。

国、地方公共団体の機関もしくは施設またはJR、NTT、北電、郵便局、ヤマト運輸といった特措法における指定公共機関を除き、水道料金使用用途区分が業務用の適用を受けている事業者の5月使用分と6月使用分の水道料金及び下水道使用料を、事業の継続と雇用の維持のため免除するもので、既に確定済みの5月使用分が672件で、798万3,000円、6月使用分を含めた想定では、1,680万4,000円を見込んでおります。

二つ目は、「国民健康保険税の減免」であります。

感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合に、その状況に応じて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が定められている保険税を減免するもので、想定では309件、605万5,000円を見込んでおります。

また、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険料についても、国民健康保険税と同様の内容で減免をするもので、想定では102件、104万4,000円を見込んでおります。

三つ目は、「介護保険料の減免」であります。

国民健康保険税の減免と同様、感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合に、その状況に応じて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が定められ散る保険料を減免するので、想定では386件、205万5,000円を見込んでおります。

四つ目は、「牛乳贈答券の給付」であります。

小中学校の臨時休業による給食用向けの牛乳の停止、飲食店の休業による業務用乳製品の需要の減少等により、牛乳の消費が落ち込んでいることから、牛乳の消費拡大を図るため、小中校生881人に、1人1,000円分の牛乳贈答券を給付いたしました。

五つ目は、「多量の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の減免」であります。

令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上額が前年比で30%以上減少している事業者に対し、多量の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料を6カ月分免除するもので、想定では対象事業者の約4割に当たる100事業者、93万9,000円を見込み、6月1日から実施しております。

六つ目は、「生活関連事業者事業継続等支援給付金の支給」であります。

外出自粛等により影響を受けている小売業、サービス業、製造業を含む個人または法人を「生活関連事業者」として、これらの事業者の事業の継続と雇用の維持のため、宿泊業と飲食業を兼ねて営み、かつ、これに係る60万円または10万円の緊急支援給付金の

支給を受けている場合を除き、売上減少の要件を付さず一律に10万円を支給するもので、6月3日から開始しております。

6月12日現在の支給件数は54件、支給額は540万円、想定では110件、1,100万円を見込んでおります。

七つ目は、「事業継続等支援給付金の支給」であります。

これまで実施してきた事業者等への聞き取りから、水産加工、水産物卸、運送、自動車販売業が、感染症により特に大きな影響を受けていることから、これらの事業者の事業継続と雇用の維持のため、売上減少の要件を付さずに一事業者当たり、厚岸冷凍協会加入事業者に100万円、厚岸水産物買受人組合加入事業者に50万円、水産物を冷蔵または保冷して運送する一般貨物自動車運送業者に100万円、自動車小売業者に50万円をそれぞれ支給するものであります。

6月12日現在の支給件数は22件、支給額は1,400万円、想定では40件、2,500万円を見込んでおります。

八つ目は、「町民税及び固定資産税等の徴収猶予」であります。

感染症の影響により、事業等の収入に相当の減少があった場合、町民税、固定資産税等の徴収を1年間猶予するものであります。

九つ目は、「子育て世帯応援臨時給付金の給付」であります。

感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために、子育て世帯への臨時特別給付金の支給決定を受け、令和2年5月31日現在、厚岸町の住民基本台帳に記録されている方に、中学生以下の対象児童1人当たり2万円を支給するもので、7月10日からの支給を予定しております。

なお、これらの感染症対策及び経済対策等のため実施する追加費用については、本定例会に緊急執行を要したのは専決処分事項の報告として、それ以外については一般会計補正予算の議案で提出させていただいております。

また、これらの財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、前年度繰越金を充てて実施する予定であります。

今後においても、町民の健康被害の発生を防止するため、また、町経済への影響を1日でも早く解消し、町民の生活への不安を取り除くよう、国の動向をしっかりと見極め、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を最大限に利用し、厚岸町に必要とされる町独自の経済対策、困窮者対策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、「新型コロナウイルス感染症に関する状況についての行政報告」とさせていただきます。

●議長(堀議員) これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

質疑ございませんか。

(な し)

- 議長(堀議員) なければ、以上で行政報告を終わります。
本会議を休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

- 議長(堀議員) 本会議を再開します。日程第7、報告第7号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町民課長。

- 町民課長(布施課長) ただいま上程いただきました報告第7号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

専決処分により制定した条例は、「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。

厚生労働省及び総務省は、政府が4月7日に閣議決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」としたこと及び「国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援を行う。」としたことを踏まえ、4月8日付け各都道府県への事務連絡を通じて各市町村に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料または国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準について」として、「財政支援の対象とする減免措置」、「交付額の算定の基礎となる免除基準」などを示しました。

国民健康保険においては、地方税法第717条の規程で、地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において、国民健康保険税の減免を必要とすると認める者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、保険税を減免することができることとされております。

当町では、この規程に基づき、厚岸町国民健康保険税条例第23条に、保険税の減免について規程しておりますが、町としては、この通知等に基づく減免基準等を特例措置として、速やかに条例に規定し、町民へ周知すべきとの判断に至り、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、5月20日に地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により、「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を制定しましたので、同法同条第3項の規程により報告し、議会の承認を求めるものであります。

続いて、条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書2ページをご覧ください。

総総専第7号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

なお、説明は議案書で行わせていただきますが、あらかじめ配付しております。説明資料①の新旧対照表を併せてご参照いただきたいと思います。

改正は、附則に第15項及び第16項として2項を加えるものであります。

なお、制定附則で定めた理由については、追加する規程の内容が時限的なものであるため、本則ではなく、制定附則で定めたものであります。

附則第15項は、通知の基準により減免措置を行う場合の減免要件と、その対象となる保険税を定めております。

各号列記以外の部分では、減免する保険税を令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険税とした上で、次の各号のいずれかの要件を満たしている者を、第23条第1項第1号に規程する減免の要件を満たす者として、同号の規程により減免することができることを規程しております。

また、各号では、減免することができる世帯を定めており、第1号は新型コロナウイルス感染症により、世帯の生計を主として維持する者、いわゆる主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯とし、第2号は新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入、いわゆる事業収入等の減少が見込まれる世帯であって、アとして事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。イとして主たる生計維持者の前年の総所得金額と山林所得金額及び他の所得と区別して計算される所得金額の合計額が1,000万円以下であること、ウとして減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計額が400万円以下であることとし、この三つの要件全てに該当する世帯としております。

なお、ここであらかじめ配付しております説明資料②をご覧ください。

別に要綱で定めた保険税減免額について説明いたします。減免の対象となる方のうち、①の新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方、条例でいうと附則第15項第1号に該当する方ですが、この方については全額免除となります。

また、②の新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方、条例でいうと附則第15項第2号に該当する方ですが、この方については、「世帯の保険税額」に「世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の前年の所得額」を「世帯の主たる生計維持者及び世帯全ての被保険者の前年の所得金額」で除した額を乗じて得た額に、下段に記載の「前年の合計所得金額」の区分に応じた定められた減免割合を乗じて得た額が減免となります。なお、左側の米印で記載しているとおり、主たる生計維持者が事業等を廃止または失業した場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、全額減免となります。

議案書にお戻り願います。

第16項は、減免申請期限の特例を定めるもので、条例第23条第3項の規定で納期限前7日までとしている減免申請期限を、減免する保険税を令和2年2月1日から令和3年

3月31日までの間に納期限が定められている保険税としたことから、第23条第3項の規定にかかわらず、特例で令和3年3月31日までとするほか、既に納期が到来した保険税についても減免申請の対象としたものであります。

続いて、附則であります。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第15項及び第16項の規定は、令和2年2月1日から適用するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長(堀議員) これより質疑を行います。

(なし)

- 議長(堀議員) なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(堀議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することにしました。

本会議を休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

- 議長(堀議員) 本会議を再開します。

日程第8、報告第8号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長(亀井課長) ただいま上程いただきました、報告第8号「専決処分事項の報告について」その内容をご説明申し上げます。

専決処分により制定した条例は、「厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例」であります。

厚生労働省は、政府が4月7日に閣議決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」としたこと及び「国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援を行う。」としたことを踏まえ、4月

9日付け各都道府県への事務連絡を通じ、各市町村に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険者に係る保険料の減免に対する財政支援の算定基準について」として、「財政支援の対象となる減免措置」、「交付額の算定の基礎となる減免基準」などを示しました。

介護保険においては、介護保険法第142条の規程で「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免することができる」こととされており、当町では、この規程に基づき、厚岸町介護保険条例第9条に保険料の減免について規程しておりますが、町として、この事務連絡に基づく減免基準等を、特例措置として速やかに条例に規定し、町民へ周知すべきとの判断に至り、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、5月20日に地方自治法第179条第1項の規程に基づく専決処分により「厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例」を制定しましたので、同法同条第3項の規程により報告し、議会の承認を求めたものであります。

続いて、条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。

総総専第8号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例であります。

なお、説明は議案書で行わせていただきますが、あらかじめ配付しております説明資料①の新旧対照表を併せてご参照いただきたいと思います。

改正は、附則に第10条として1条を加えるものであります。

なお、制定附則で定めた理由については、追加する規程の内容が時限的なものであるため、本則ではなく、制定附則で定めたものであります。

附則第10条第1項は、事務連絡の基準により減免措置を行う場合の減免要件と、その対象となる保険料を定めております。

各号列記以外の部分では、減免する保険料を令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料とした上で、次の各号のいずれかの要件を満たしている者を、第9条第1校第1号に規程する減免の要件を満たすものとして、同号の規程により減免することができることを規程しております。

また、各号では、減免することができる者の要件を定めており、第1号は新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと、第2号は新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入、いわゆる事業収入等の減少が、アにあっては事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること、イにあっては減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計額が400万円以下であることとしております。

なお、ここで、あらかじめ配付しております説明資料②をご覧ください。

別に要綱で定めた保険料の減免額について説明いたします。

減免の対象となる方のうち、①の新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持

者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者、条例でいいますと附則第10条第1項第1号に該当する方ですが、この方については全額免除となります。

また、②の新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第1号被保険者、条例でいうと附則第10条第1項第2号に該当する方ですが、この方については、「介護保険料額」に「世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額」を「世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額」で除した額を乗じて得た額を「減免対象保険料額」として、これに「前年の合計所得金額に応じた減免割合」、「200万円以下の場合」は10分の10を、「200万円を超える場合」は10分の8を乗じて得た額が減免となります。なお、主たる生計維持者が事業等を廃止または失業した場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、全額減免となります。

議案書にお戻り願います。

附則第10条第2項は、減免申請期限の特例を定めるもので、第9条第2項の規程で普通徴収の者にあつては納期限前7日まで、特別徴収の者にあつては特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までとしている減免申請期限を、減免する保険料を令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料としたことから、第9条第2項の規定にかかわらず、特例で令和3年3月31日までとするほか、既に納期が到来した保険料についても減免申請の対象としたものであります。

続いて、附則であります。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10条の規定は、令和2年2月1日から適用するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長(堀議員) これより質疑を行います。

(なし)

●議長(堀議員) なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(堀議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することにいたしました。

●議長(堀議員) 日程第9、報告第9号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました報告第9号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

補正の内容につきましては、令和元年度の介護保険特別会計決算見込において発生する赤字見込み額を補填するため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度の歳入を繰り上げて充てる繰上充用を行う予算が必要であり、緊急執行を要した「令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

8ページをご覧ください。

総総専第9号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月20日付であります。

令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1回目）。

令和2年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,873万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9ページから10ページまで、第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出ともに1款1項にわたって、それぞれ400万円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

13ページをお開き願います。

歳入であります。

8款繰入金2項基金繰入金。

1目1節介護給付費準備基金繰入金400万円の増。

令和元年度介護保険特別会計の決算見込上、赤字を生じる見込となったことから、その赤字見込み相当額を、令和2年度予算歳出で繰上充用支出する財源の計上であります。

赤字となった要因は、令和元年度の決算見込額の積算において、介護給付費に対して公布される支払基金交付金と道負担金について、予算額より少なく交されたためであります。

なお、この基金の取崩額につきましては、道負担金及び支払基金交付金の精算が確定し、追加交付され次第、基金へ積み戻しいたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

15ページをお開き願います。

歳出であります。

10款1項1目前年度繰上充入金400万円の新規計上であります。

令和元年度決算において生じる赤字見込相当額400万円を令和2年度歳出予算に計上して補填するものであります。

以上で、報告第9号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長(堀議員) これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 繰上充用、かつて国保会計で繰上充用が発生しまして、数年間、大変担当課も収支改善に苦勞をなさっておったのを記憶しております。今回、金額は400万円ということではありますが、ただいまの説明ですと、道のほうの交付金の算定を若干少なく見込んだと。結果としてこういう財源不足をきたしたという説明がありました。道と国の動きというのは、非常に読みにくいかもしれませんが、かつてないことだと思うのです。私は、事務処理上。これはコロナに影響があるとかないとか、そういうことではないのですよね。あくまでも推計で、事務的にある程度このくらいは交付金が来るのではないかと推定したものが、来なかったということでもよろしいのでしょうか。

●議長(堀議員) 保健福祉課長。

●保健福祉課長(亀井課長) お答えさせていただきます。

コロナ感染症に関することでの影響ではございません。最終的な補正予算時におきまして、国、道の財源、この予算が少なく見積もったという結果でございます。

●議長(堀議員) 5番、南谷議員。

●南谷議員 できたことは私はしょうがないと思うし、今後、これからも国の動向、道の動向というのはなかなか読みにくいかもしれませんが、なお一層、これらに注視して、このようなことのないように最善の努力をはらっていかねばならないと思いますが、いかがですか。

●議長(堀議員) 保健福祉課長。

●保健福祉課長(亀井課長) お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、特に最終的な補正予算にあつては、厳密な予算見積もりをさせていただきますと考えておりますので、ご理解願います。

●議長(堀議員) 他に質疑ございませんか。

(なし)

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

本会議を休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時03分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第10、報告第10号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました報告第10号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症により事業継続に影響を受けている事業者や従業員の雇用の維持を図るための支援に要する経費の予算が必要であり、緊急執行を要した「令和2年度厚岸町一般会計補正予算」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

18ページをご覧ください。

総総専第10号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月1日付であります。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）。

令和2年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,148万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億5,339万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

19ページから20ページまで、第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款2項、歳出では1款1項にわたって、それぞれ5,148万4,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

24ページをお開き願います。

歳入であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,007万5,000円、新規計上。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援対策に伴う交付金の計上であります。

なお、充当事業は歳出予算において説明いたします。

また、充当事業一覧を参考資料として提出しておりますので、ご参照願います。

21款1項1目繰越金、1節前年度繰越金140万9,000円増。補正財源調整のための計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

26ページをお開き願います。

歳出であります。

6款1項商工費、6目諸費5,148万4,000円の増。緊急経済対策支援給付金3,635万8,000円の増は、令和2年5月19日に厚岸町商工会、厚岸冷凍協会及び厚岸水産物買受人組合から、新型コロナウイルス感染症により事業継続に影響を受けている事業者や従業員の雇用の維持を図るための支援措置の要請を受けての支援給付金の計上であります。

その内容は、令和2年6月1日現在において厚岸町に本社または本店を置き、厚岸町において引き続き1年以上店舗または車両で販売等を行っている商品小売業などの生活関連事業者、想定件数110件に対し、一律10万円の支給であります。

また、それに合わせ、売上が前年度月に比べ30%以上減少した宿泊、飲食業へ60万円を支給する緊急支援給付について、売上げが30%以上減少していない事業者に対しても、申請により10万円を支給できるよう規則を改正しました。

なお、12月までに売上げが同年同月比で30%以上減少した場合は、申請により差額である50万円を支給いたします。

さらに、平成31年3月31日以降、引き続き厚岸町に本社もしくは店舗、工場を有する事業者のうち、令和2年3月1日現在で、厚岸地区冷凍協会に加入する事業者は100万円で7件、厚岸水産物買受人組合に加入する事業者は50万円で12件、水産物を冷蔵または保冷して運送する一般貨物自動車運送事業者は100万円で3件、自動車小売業事業者は50万円で18件を想定して支給するもので、その補助金3,600万円と支給に関する事務を厚岸町商工会に委託して実施する内容であります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

緊急経済対策資金融資1,512万6,000円の増は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者に対して、金融機関からの資金の融資について、融資資金総額を4億円から6億円に拡充した信用保証料と利子に対する全額補助、補給する緊急支援策の増額計上であります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

18ページをお開きください。

第2条財務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

21ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正。

追加であります。

事項欄記載の1件について、記載の期間に各限度額をもって債務を負担するものでございます。

この新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者資金融資利子補給に関する債務負担につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の利子を補給するものであり、償還期限を10年以内としたことから、新たに債務負担行為の設定をするものであります。

下段に調書がありますので、ご参照願います。

以上で、報告第10号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長(堀議員) これより質疑を行います。

(なし)

●議長(堀議員) なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(堀議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

本会議を休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

●議長(堀議員) 本会議を再開します。

日程第11、報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書28ページをお開きください。

この内容につきましては、令和元年度厚岸町一般会計補正予算4回目で繰越明許費として、令和2年度への繰越執行の議決をいただいております。

今般、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり、報告させていただくものであります。

29ページをご覧ください。

令和元年度厚岸町繰越明許費繰越計算書一般会計であります。

表に記載のとおり、4款4項にわたり、全5事業について、合計で3億7,231万5,000円について、令和2年度への繰越しであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源として、国及び道支出金として2,473万4,000円、地方債として3億4,550万円で、それぞれ国の繰越し承認を得ており、令和元年度での繰越事業の執行に応じて、収入予定の財源であります。

一般財源は208万1,000円であります。

以上、報告第11号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第12、報告第12号 継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました報告第12号 継続費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書30ページをお開きください。

この内容につきましては、令和元年度厚岸町一般会計において設定いたしました継続費につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和元年度厚岸町継

続費繰越計算書を別紙のとおり、報告させていただくものであります。

31ページをご覧ください。

令和元年度厚岸町継続費繰越計算書一般会計であります。

(仮称) 湖北地区保育所建設事業につきまして、令和元年度分の年割額 7 億 8,370 万 7,000 円のうち、1,225 円の残額を翌年度に逓次繰越し、その財源に繰越金を充てるものでございます。

以上、報告第12号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(堀議員) これより質疑を行います。

(なし)

- 議長(堀議員) なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(堀議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

本会議を休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

- 議長(堀議員) 本会議を再開します。

日程第13、報告第13号 社会福祉邦人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長(亀井課長) ただいま上程いただきました報告第13号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊でご用意させていただいておりますので、ご覧ください。

それでは、経営状況説明書の1ページをお開き願います。

令和元年度事業報告書でございます。

2 ページには目次、3 ページには事業報告の総括説明がございます。

内容について、その要点をご説明申し上げます。

2 段落目でありますが、厚岸町社会福祉協議会は、これまで積み上げてきた実績をよりどころに、地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、福祉課題の解決に取り組むことができるネットワークの構築を目指す生活支援体制整備事業を重点的に進めたこと。また、福祉ニーズに応えるため、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現のため、切れ目なく安心できる介護保険サービス経営に努めたことが記載されております。

次に重点推進項目の一つ目ですが、「地域に信頼される組織体制の確立」では、任期満了に伴う役員改選があり、役員と職員が一丸となって地域に信頼される組織体制の確立を目指したこと。事務局体制では、従来の法人本部部門の総務地域課と在宅介護課の2課、施設介護部門の2課の組織体制下で適切な事業運営を図ったことが記載されております。

次に二つ目の「住民を主体とした地域づくりのための支援」ですが、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをもつにつくり、高め合うことができる社会を実現するために、さまざまな人が交流し、つながることができるコミュニティカフェや地域食堂の新たな事業に取り組み、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりに努めたことが記載されております。

次に、4 ページ三つ目の「総合相談窓口の充実と権利擁護推進のための地域連携ネットワークの確立」では、高齢や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の相談支援を行う「あんしんサポートセンターあっけし」の相談窓口や、資金貸付と必要な相談支援により経済的自立と生活安定を支援する資金貸付の相談窓口、当事者やその家族の抱える介護相談に応じる相談窓口など、多様化、複雑化する福祉ニーズに迅速かつ的確に対応できる総合相談窓口の充実に努め、また権利擁護事業における受任調整会議では、家事関係機関との連携を図り、福祉分野だけでは解決が困難な事例を一緒に検討したことが記載されております。

四つ目の「生活を支えるための介護保険サービス事業の実施」では、独自運営で指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所を、特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターを厚岸町からの指定管理のもとに運営し、在宅と施設の両面で生活を支える介護保険サービスの提供に努め、また新たなニーズに応えるため、従来の訪問入浴事業に加えて、厚岸町から身体障害者訪問入浴サービス事業を受託することを受けて、24時間テレビチャリティー委員会から車両寄贈事業を活用し事業実施におけるハード面を強化したことが記載されております。

五つ目の「新たな指定管理期間における安定した施設運営の実施とサービスの質の向上」では、平成31年4月からの5年間の期間において、新たに指定管理を受けた特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターの施設運営を実施し、目標としている安定した施設運営とサービスの質の向上には、そこで働く職員への安心した職場づくりが重要であり、介護職員等特定処遇改善加算等の財源を活用しながら、介護職員等の賃金アップ、よりきめ細やかな支援が行き届くフロア体制の導入と、それに伴うリーダー職の育成など、働く場における職員の処遇改善に努めたことが記載されております。

次の5 ページから38 ページまでにつきましては、令和元年度の各事業報告であり、事

業名、実施日、主な内容などが記載されております。

始めに5ページでございます。法人在宅事業のうち、法人本部事業の内容であります。三役会議、理事会が6ページにわたり、次に評議員会、監査、部会、委員会の開催状況が7ページまで記載されており、次に8ページから9ページにわたって道社協及び釧路地区社協関係会議への参加、役職員研修の実施状況が記載されております。

次に、会員と会費の状況について記載されております。

1世帯500円の一般会員の会費額が144万4,000円となり、前年に比較して4万円の減となっております。

次に、福祉団体等への助成、広報活動の実施内容が記載されております。

次に、地域福祉推進事業の内容であります。

厚岸町地域支えあいネットワーク会議の開催内容が記載され、10ページに緊急情報キット「かけはし」配付事業の内容、次にたすけあいチーム助成事業の実施内容、ふれあい会食会の実施内容が記載され、11ページにふらっとニコニコ広場2019の実施内容、住民主体のサロン活動への支援、チャリティービアパーティーの実施、厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力状況が記載されております。

次に12ページにボランティアセンター運営事業として、ボランティアセンター運営委員会の開催状況、ボランティアバンク体制整備、ファミリーサポート事業の内容が記載され、次に13ページにハートコール事業、災害ボランティアの取組み、福祉教育の推進、ボランティア愛ランドへの参加、釧路地区ボランティア活動推進会議への出席状況が記載されております。

次に14ページは資金貸付事業として、生活福祉資金貸付事業の貸付状況、低所得者資金貸付事業の貸付状況が記載されており、次に権利擁護事業として、日常生活自立支援事業の推進内容、法人後見の実施状況が記載されております。

次に、15ページ受託事業であります。

いずれも町からの受託事業で、福祉バス運行管理事業の内容、一般介護予防事業の内容が16ページにわたり、次に、福祉相談事業として、地区相談所の相談内容、福祉中央相談所の開設、法律相談の実施状況が記載され、次に成年後見制度推進事業として、相談対応業務が17ページにわたり、普及啓発業務、申立等の支援に関する業務、市民後見人の登録等に関する業務、市民後見人の活動に関する相談及び支援業務、成年後見制度等に関する関係機関・団体等との連携及び調整業務が記載され、実施機関運営協議会の開催内容が18ページにわたり、受任調整会議の開催状況となっております。

次に生活支援体制整備事業として、生活支援等サービスの把握、コミュニティカフェの開催、地域食堂の開催が記載され、19ページに先進地視察研修、研修会の開催、その他の支援活動の状況、次に市民後見人養成事業として、市民後見人養成研修の実施状況が記載されております。

20ページは訪問介護サービス事業であります。

訪問介護事業について、その事業内容と利用状況が記載され、職員研修の実施内容が21ページにわたり、次に第1号訪問介護事業の事業内容、22ページに利用状況、次に障害福祉サービス事業の事業内容、利用状況が記載され、次に生活管理指導員派遣事業が23ページにわたり、次に外出支援サービス事業の実施状況、福祉有償運送の実施状況となっ

ております。

24ページは、介護保険の適用者に対する居宅介護支援事業であります。

事業内容、利用状況、職員研修の実施内容が25ページにわたっており、次に居宅介護支援事業所定例会議の実施状況が記載されております。

次に、26ページからは、施設通所介護事業であります。

この施設通所介護事業の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの事業内容となっております。

はじめに、施設介護サービス事業のうち、特別養護老人ホーム心和園のベッド数が50床の多床室に係る事業内容、利用状況が記載されております。

稼働率については、利用状況の表の右下に合計の稼働率が93.0%となっております。

前年の平成30年度の稼働率は89.8%でありましたので、前年を3.2ポイント上回る状況となっております。

27ページに、入退所状況、各種行事・イベント、地域間交流事業、職員研修の実施状況が28ページにわたっており、各種会議、委員会の開催状況が29ページにわたり、避難訓練の実施状況が記載されております。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる心和園の18床のユニット型の施設の事業内容、次の30ページに利用状況、入退所状況、各種行事・イベントの内容、各種会議・委員会の開催状況が記載されております。

心和園ユニット型の稼働率については、30ページの上段の表の合計の稼働率が94.9%となっております。

前年度の平成30年度の稼働率は97.2%でありましたので、前年を2.3ポイント下回る状況となっておりますが、ほぼ満床の状況となっております。

次に31ページに福祉サービス第三者評価の実施状況が記載されております。

次に短期入所生活介護事業、いわゆるショートステイ事業の内容と利用状況が32ページにわたっております。

32ページの上段、利用状況の表ですが、表の右下に合計の稼働率が89.8%となっております。

前年度の平成30年度の稼働率は90.1%でありましたので、前年とほぼ同様の稼働状況となっております。

次に障害福祉サービス事業の短期入所の事業内容と利用状況、次に生活管理指導短期宿泊事業となっております。

33ページは、通所介護サービス事業であります。

こちらは、いわゆるデイサービスセンター事業の事業内容、利用状況、次に各種行事・イベントの内容となっております。

33ページの利用者の状況であります。利用状況の表の右下、合計の延べ人数は6,445名の利用実績となっております。

前年度の平成30年の合計延べ人数は6,070名でありましたので、前年を375名上回る状況となっております。

34ページに職員の研修の実施状況、次に訪問入浴介護事業の事業内容、35ページに利用状況が記載されております。

次に第1号通所介護事業の事業内容と利用状況が36ページにわたって記載され、次に、生きがい活動支援通所事業の実施内容、配食サービス事業の実施状況となっております。

37ページには、身体障害者デイサービス事業の実施状況、身体障害者訪問入浴サービス事業が記載されております。

次に、38ページには、社会福祉センター事業であります。

貸館利用状況と施設整備状況が記載されております。

続きまして、39ページからは決算書であります。

社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われております。

40ページには目次が記載されておりますが、この決算書の構成として、法人単位の決算関係、事業区分ごとの決算関係、拠点区分ごとの決算関係となり、各部門において決算書類に対する注記があり、最後に財産目録となっております。

それでは、決算書の内容について、説明させていただきます。

41ページから46ページまでは、法人単位の内容であります。

まず、41ページは、法人単位の資金収支計算書でございます。

決算額は、B欄となります。法人全体の当期資金収支差額合計が、表の下から3行目に記載されております。当期資金収支差額合計は1,109万3,210円となっております。その下の欄、前期繰越に相当する前期未支払資金残高を加えることにより、1番下の欄の当期未支払資金残高は1億2,389万3,977円となった内容でございます。

42ページは事業活動計算書、43ページは令和2年3月31日現在の貸借対照表です。

まず、左側資産の部の当年度末の1番下の欄の資産の部、合計8億6,970万2,632円につきましては、右側上の負債の部、合計1億2,194万3,491円に下の純資産の部、合計7億4,775万9,141円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部、合計欄8億6,970万2,632円と、貸借同額で一致しております。

また、右側の中ほどの純資産の部、下から2行目、次期繰越活動増減差額4億2,507万8,831円につきましては、42ページの損益計算書に相当する事業活動計算書の1番下の次期繰越活動増減差額4億2,507万8,831円と一致するものであります。

43ページ資産の部の下から6行目福祉基金積立資産であります。3,088万7,663円となり、令和元年度中の施設介護事業の収益などの積立てから3,012万9,716円が増加しております。福祉基金につきましては、基金から取り崩し、法人本部事業で950万円、施設介護サービス事業で2,000万円、通所介護サービス事業で1,000万円の合計3,950万円が運転資金として運用されていたことから、このたびの積立てにより運転資金から3,000万円積み戻し、運転資金として運用している基金は950万円となっております。

44ページが資金収支内訳表、45ページは事業活動内訳表、46ページが貸借対照表内訳表となっております。

次に、47ページから51ページまでは、社会福祉事業区分の内容であります。

この中では、法人在宅事業と施設通所介護事業及びその合計が示されております。

47ページは、資金収支内訳表、48ページ事業活動内訳表、49ページ貸借対照表内訳表、50ページ、51ページは計算書類に対する注記となっております。

次に、52ページから63ページは、法人在宅事業に係る拠点区分ごとの内容であります。

52ページ、53ページは資金収支計算書、54ページから56ページまでは、資金収支明細書、57ページ、58ページは事業活動計算書、59ページから61ページまでは事業活動明細書、62ページは貸借対照表、63ページは計算書類に対する注記となっております。

次に、64ページから75ページまでは、施設通所介護事業に係る拠点区分ごとの内容であります。

この施設通所介護事業に係る拠点区分の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの収支決算に関する内容であります。

64ページ、65ページが資金収支計算書であります。

65ページ、1番下の欄の当期末支払資金残高であります、6,652万9,385円となっている内容でございます。

次に、66ページから68ページまでが資金収支明細書、69ページ、70ページが事業活動計算書、71ページから73ページまでが事業活動明細書、74ページが貸借対照表、75ページが計算書類に対する注記となっております。

次に76ページをお開きください。

76ページから79ページまでは、社会福祉センター事業に係る拠点区分ごとの内容であります。

76ページが資金収支計算書、77ページが事業活動計算書、78ページが貸借対照表、79ページが計算書類に対する注記となっております。

次に、80ページ、81ページは財産目録となっており、内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

82ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。令和2年5月12日に会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、83ページからは令和2年度事業計画書でございます。

84ページに、事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。

- 1、地域に信頼される組織体制の確立。
- 2、総合相談窓口の充実とネットワークの確立。
- 3、住民を主体とした生活支援サービスの促進。
- 4、生活を支えるための介護保険サービスの充実。
- 5、新たな福祉計画策定に向けたニーズ把握。

85ページから88ページまでに事業実施計画といたしまして、三つの拠点区分に分け、さらに七つのサービス区分に分けて具体的な内容が記載されております。

85ページに、一つ目の拠点区分の法人在宅事業があり、そのサービス区分として、1、法人本部事業、86ページには、2、受託事業、3、訪問介護サービス事業、87ページに、4、居宅介護支援事業の4事業があり、その中段から二つ目の拠点区分として、施設通所介護事業があり、そのサービス区分として、1、施設介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホーム心和園の事業であります。

88ページは、2、通所介護サービス事業、いわゆるデイサービスセンターの事業になります。

これらの2事業については、町からの指定管理の事業であります。

88ページ下段の三つ目の拠点区分が社会福祉センター事業であります。そのサービス区分として、社会福祉センター運営事業となります。

89ページからは、令和2年度の資金収支予算書で、事業実施計画と同様、三つの拠点区分と七つのサービス区分となっております。

90ページは令和2年度資金収支予算書、全体総括表でございますが、全ての事業の合計が記載されております。資金の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。

91ページは、社会福祉事業の資金収支予算、92ページは公益事業の資金収支予算、93ページから98ページまでは、拠点区分ごとの収支予算となっております。

99ページから110ページまでは、七つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。

その他、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

最後に、最終ページの111ページをご覧ください。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。

任期は、表の下に記載がありますが、令和元年5月28日から選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の集結のときまでとなっております。

以上、大変簡単な説明でございますが、報告第13号につきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長(堀議員) これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 41ページです。ここに法人単位資金収支計算書が記載されております。この中からお尋ねをさせていただきます。収入の介護保険事業収入でございます。居宅介護心和園の各事業での収入でございます。令和2年3月末で計画対比586万1,541円の収益増となっております。前年対比でございますが、4,404万405円の前年対比増でございます。計画対比は大きくはないのですが、対前年対比4,000万円と大きく収益増となっております。この要因なのですか、先ほどの説明がありました。心和園の入所率というのですか、稼働率、これが93%に至ったと、こういうふうに理解しております。そこでお尋ねするのですが、まず稼働率がよくなった、この内容について説明を求めます。

また、収益増になったのですよね。稼働率がよくなった。ということは、施設で働く介護を担っておられる職員の皆さん、職員の稼働状況でございますが、こちらの数字は計画よりも、当初計画よりもダウンになっているのです。前年度と比較しても余り大きな差がない。片一方で収入が増えているのに、こっこの人件費のほうは大きな差がない。この辺について無理な稼働状況に、職員の皆さんがないのかどうなのか、この辺の状況についても説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●議長(堀議員) 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

稼働率の向上ということでございますけれども、空室が生じた場合、その後、職員のほうで速やかに次の入所をさせたということが大きな要因と考えております。今のは和園の話でございますが。あと、デイサービスにつきましても、利用者が増えております。これにつきましては、社会福祉協議会のケアマネージャーさんですとか、相談員の方の事業対応の利用向上に当たっての対応が叶ったものと考えております。

次に、人件費のことでございますが、職員につきましては、施設では49人の職員を当初予算として計上していたわけなのですが、年度当初の段階で数名の方が辞められてしまい、それで現状45人という職員数となってしまいました。それで職員が減ったことによりまして、支出の給与、人件費が下がったということになるわけでございます。業務内容につきましては、若干、数名、49人定員のところ、45名で運用していたという状況でございましたが、無理な、過度な労働ではなかったと社会福祉協議会のほうからお聞きしておりますし、その人数の中で効率的な業務が図られたとは伺っております。

以上です。

- 議長（堀議員） 5番、南谷議員。

- 南谷議員 まず、収益向上については、ケアマネージャーなりが、ある程度、今まで以上に迅速に入所予定者ときちんと相談をされて、スムーズな入所、期間、空き部屋がなくなった、そういうことで回転率が上がったところに理解をさせていただきました。

人件費なのですよ。もう少し詳しく聞きたいのです。4人減った。だけどみんな頑張ったのだからしょうけれども、その辺については、今の説明では、ちょっと僕、まだ納得できないのです。本当に無理ないのか。今までとどういふところがどう変わったから、こういう体制でもやれるのだとか、その辺についてはもう少し詳しく説明してください。これ2回目ですよ。

それで、基金残高についてもお尋ねをさせていただきます。62ページでございます。62ページ、法人在宅事業拠点区分、貸借対照表が記載されております。ここで下のほうに福祉基金積立資産、当年度末、前年度末ということは当初75万7,000円あったものが年度末に3,000万円になっていると。注記で今年は3,000万円を積みましたと、こういうふう理解をしたのです。これについては、たしか私の記憶では、協議会に何というのですか、平成21年度、26年度、27年度、3年間、過去、大体合計で3,950万円くらい、基金の取り崩しをしてきております。今年は3,000万円、逆に基金に積み戻すことができた。さらには、もう100万円くらい、1,000万円くらい、約4,000万円くらいの収益があるわけでございますが、それはどっちのほうに計上されたのかな。さっき説明してくれたのですけれども、あと残り、収益が4,000万円あるわけだから、ここで3,000万円積んだという理解をさせてもらいました。1,000万円はどこに積んでいるのかなと。運転資金なのかなと理解したのです。この辺について、もう少しはっきり説明をしていただきたい。

さらには、指定管理になって、今年から始まるわけですよ。2回目というか、切り替えの年でもあった。当初は指定管理になって、非常に収支というものは憂慮されました。本当に大丈夫なのかなと。非常に憂慮しておったわけでございますけれども、昨年、

この当該年度の実績では4,000万円以上の収益増につながった。私は施設の皆さん、指定管理になって以来、一時相当悩んだり、自分の職場の地位というものが憂慮されたのでしようけれども、非常に困惑されたと思うのですけれども、昨年の、当該年度のこの収益の実態を見れば、非常にかつてない収益の状況にあると思っっているのです。私の知っている範囲では最高の決算状況に至っていると。だから、改めて施設で働いている皆さん、社協の皆さんに敬意を表する次第でございます。

その上でお尋ねをするのですが、町としてどのようにこの辺、捉えているのかをお尋ねをさせていただきます。

●議長(堀議員) 保健福祉課長。

●保健福祉課長(亀井課長) お答えさせていただきます。

一つ目の人件費のことでございますが、決算では500万円ほど予算より減というふうになっておりまして、職員が見込んだより少なかったからということだけではなく、逆に職員の方々へ処遇改善加算ということもしまして、基本給ベースアップですか、基本給を上げたですとか、そういうような給料も上げたりしたことによりまして、職員の労働意欲をも上げたというようなことで考えております。改めてですが、職員の皆さんの本当に努力していただいて、ただ負担までにはなっていないということも確認させていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

二つ目の基金残高の件でございますけれども、まず決算書の43ページでご質問がありました。福祉基金の積立資産が前年度末75万7,947円が当年度末3,088万7,663円ということで、貸借対照表の左下の部分でございますけれども、それで、68ページをお開き願いたいのですけれども、これは66ページからつながっておりまして、施設通所介護事業の拠点区分の資金収支明細書の合計の部分でございますが、68ページで、項目の隣、下から8行目でございますけれども、拠点区分間繰入基金支出ということで、まず右の欄でございますが2,500万円、それとその隣が500万円、合計3,000万円と記載されております。それと下から3段目の当期末収支差額合計が1,136万2,956円となりまして、合計、1番下でございますけれども、6,650万円ほどの当期末残高となっております。

このうち、最初に申し上げました3,000万円がこの施設通所介護事業拠点区分、黒となっているものを、次に、恐れ入りますが47ページをお開き願いたいのですけれども、これは社会福祉事業区分資金収支内訳表でございます。これの下から7行目になりまして、中段、施設通所介護事業の3,000万円から、その部分から3行上の収入のほうの拠点区分間繰入収入ということで、法人在宅事業に3,000万円が記載されております。施設通所介護事業の黒字となったものから3,000万円を法人在宅事業に拠点区分間で繰り入れ、基金のほうに積み戻しているという会計となっております。

基金自体は、約4,000万円近くございます。それからこの3,000万円を差し引いた、残り950万円ほどは運転資金として活用しているものとなっております。

最後に施設の職員の皆さんでございまして、大変本当に今のコロナ感染防止を踏まえながら、職員自身はもとより、入所者、利用者の方への感染防止を図りながら、努力して運営いただいていると思っておりますし、その経営につきましても、過度なも

のとなっていないということは聞いておりますが、本当に社会福祉協議会の施設のほうの努力のたまものかなと感じているところでございます。

以上です。

- 議長(堀議員) 他に質疑ございますか。

昼食のため、休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

- 議長(堀議員) 本会議を再開します。

3番、室崎議員。

- 室崎議員 9ページの真ん中当たりのところでお聞きします。ここに会員と会費の状況というのがあります。上のほうが特別会員、下が一般会員ですね。特別会員が1号、2号、3号、4号と分かれているのだけれども、おそらくこれは個人だったり法人だったりするのではないかと思うので、何人ではなくて何件と書いているのかなと推測します。

問題は一般会員です。3回しかないから、ちょっと先に背景を申し上げますと、何年前に、私どもの自治会で会計担当がノイローゼになりそうなので、どうしたらいいのだろうという相談を私のところに持ち込みました。それは、その直前に議会で、どなただったかな、自治会の会費から寄附を出した場合、会費として徴収してある全体予算の中から寄附を出した場合、これは違法行為だと。寄附の強制ということになりますから。という問題を取り上げていました。それで、そういうことがあるので、うちの自治会もそのところはきちんと考えようということを役員会で言っていたのです。その後そういう話になったのです。

いわく社協から私どもの自治会宛に請求書というものが来るわけです。それは会費幾ら幾ら払ってください。1世帯幾らで、掛ける補正率で、幾ら幾らあなたのところの会の割り当てになりますから払ってくださいという趣旨の請求書というものが来るわけです。ところが、社協は広報誌を出していますよね。何といたしましたか、シャッキーとかいったかな。そこに記載されているのは、町全体で社協を応援していこうという趣旨で、町民の皆さんからこのように1世帯幾らで支払ってもらっていますと。なお、この徴収は自治会に取りまとめをお願いしていますと明記しているのです。そうすると、何々自治会宛請求書というのは、これは何なんだと。こういうことになったわけです。

それで、なおかつ、しかも下手へたすると、うちの自治会の役員は会員にろくな説明もしないで、会費として徴収したもので寄附を行っているということにもなりかねないというので、この社協一般会費というものはどういうものなのか。それを含めて、せっかくの機会だから社協全体のいろいろなほかのこともありますので、それで私どもの自治会がいつも使う集会所でおいでいただいて、それでみんな集まりまして、結構集まりました。お話しを伺ったのです。そのときに、この問題に入りますと、来ていた偉い理

事さんだったかな、一切しゃべらないのです。全部その日来た1番若い人にしゃべらせるのです。そして、会計のほうではこうこうこういうわけだから、矛盾あるのではないのかということを知ったのです。全然答えられないのです。責任者でなかったら。それで、むにゃらむにゃらで終わりました。

それで、今お聞きしたいのは、この1世帯500円となって2,888件となっていますが、そもそも全町民世帯ごとに幾ら払う、会費であるという、会費というのは義務ですよ。どこで決まっているのですか。それから、当然会員は入会でも何でもいいのだけれども、そのことを知って、了承していなければならないのですよね。いつ、どこで、どういうふうな手続を取っているのか。それともこれは単なる寄附なのか。寄附であるとするならば、自治会によこした請求書というのは何なのか。この点についてお答えをいただきたい。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後1時05分休憩

午後1時14分再開

●議長（堀議員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 大変貴重なお時間をいただきまして、申し訳ございませんです。

確認をさせていただきました。いつ、どこで、どういうふうに決まっているのかということでございますけれども、社会福祉協議会の会員規程で、その中に第3条ということで、一般会員会費は1世帯500円となっております。この制定日につきましては、昭和63年3月29日から施行するというので、数度の改正はあった模様でございます。それで、手法につきましては、過去、請求ということがあったふうに伺っておりますけれども、指摘以降は社協のほうから自治会さんのほうにご依頼ということでお願いをしていると確認をしております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 1点抜けているのですよね。寄附ならば会費から出せないのです。そうではなくて義務費だということになれば、また違う手法でやらなければならないのです。法的根拠は何ですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） あくまでも寄附ということで、ご寄附ということでお願いしているという趣旨のものでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それではこの報告書は何ですか。会費と書いてあるではないですか。聞かれるとそういうふうにするのだよね。黙っているとまた請求書で来るのだよ。社協の性格なのかな、これが。ずっとこれが続いているの。きちんとした説明はもちろんない。これ、課長が汗かくことではないですよ。社協がきちんとして説明しなければならないことでしょう。やらないんだ。しかも、そういう集まりがあったって、尻に帆を掛けて逃げちゃうのだね。そして、いやいやもう町民の皆さんのお力なくしては社協の活動はできませんということは、ぺらぺらぺらぺら言うのだよ。こんなことやっていたら、社協相手にされなくなりますよ。

今、事業社協だから、行って頭下げてお願いしなければならないことがたくさんあるから、窓口に行く町民は丁寧に應對すると思う。それは、結局は、社協を窓口を通して、いろいろなサービスを受けなければならないから、窓口を怒らせてしまったり、鼻曲げられてしまったら、今泣いているうちの家族が困るから、だからよろしくお願いします、ありがとうございます、そういうようなせりふしかないのだ、行ったほうは。その上にあぐらかいていると言われたらどうなりますか。これについては、場合によっては、休憩中でもいいから、社協の責任者が来て、今まで何年も放置していたのはどういうことなのかということ、説明すべきこと、やるべきではないですか。これはぜひ、課長から強くお伝えをいただきたい。いかがでしょう。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

この議会でおけます提案を含め、社会福祉協議会のほうにはお伝えしたいと考えております。社協側のほうも地域懇談会ということでのご案内はしているそうですけれども、その辺の在り方、自治会さんとの連携の取り方、お願いの仕方などにつきましても、このご提案を伝えさせていただこうと思っております。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

本会議を休憩します。

午後 1 時19分休憩

午後 1 時20分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第14、報告第14号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） ただいま上程いただきました「報告第14号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書」の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき提出いたしました本説明書の内容につきまして、ご説明いたします。

まず、1ページから14ページまでは「第27期の営業報告書及び決算報告書」で、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをご覧ください。

「総括事項」について、その内容を読み上げます。

世界的に注目を集める「厚岸ウイスキー」と、「牡蠣」をはじめとする厚岸町の恵まれた自然環境からなる「食」と「景観」を求め、交通手段のアクセス向上から観光入込客数は近年増加傾向にあります。それにより当施設においても順調に入館者が増え、入館者数は過去最高となる29万5,308人（前年度対比103.8%）の実績となりました。

また、地域のフィールドを活用した厚岸湖のあさり掘りや、別寒辺牛湿原のカヌーツーリングなどの「食」と「体験」を組み合わせた体験型観光が近年人気を集め、今後、厚岸道立自然公園が国定公園に指定された場合、さらなる地域の魅力が向上し、体験型観光の観光客の増加が期待されます。

さらに、旅行情報誌北海道じゃらん道の駅ランキングでは、飲食部門において10年連続の1位に輝き、今後の戦略的なプロモーション活動の大きな糧となるなど、北海道観光を代表する食の拠点施設として注目を集めることができました。

しかし、そのような状況の中で突然世界中に広がった「新型コロナウイルス感染症」による感染拡大に伴い、3月に、政府より先立って北海道から発出された「緊急事態宣言」を受け、3月3日から13日までの11日間、休業を余儀なくされ、3月の入館者数は7,271人（前年度対比50.8%、7,044人の減少）、純売上高は907万2,000円（前年度対比24.4%、2,814万8,000円の減少）の実績となりました。

経営は失速することとなりましたが、2月に販売した厚岸ウイスキー「サロルンカムイ」や、それまで好調であった経営が底上げの要因もあり、純売上高は過去最高となる4億4,428万6,000円（前年度対比100.7%、360万円の増加）の実績を残すことができました。

以上が「総括事項」でございます。

次に「総務事項」についてであります。株式会社総会及び取締役会の開催状況のほか、3ページにわたり、株式事項、役員や従業員数の状況、旅行業者との契約及び取引状況につきましては、記載のとおりでございます。

次に4ページの「月別入館者状況」であります。

月別の入館者の推移は記載のとおりであります。年度合計では、一般入館者が27万

7,113人、旅行業者関係の入館者が1万8,195人、合わせて29万5,308人の入館者総数となっております。

前年度と比較しますと、3.8%の増となりましたが、道内で新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生しはじめた2月からの入館者数の落ち込みが大きく、2月、3月の前年度比較で1万1,643人の減となっております。

開館以来初となる入館者総数30万人を達成することはできなかったものの、それまで好調だったこともあり、過去最高の入館者数となっております。

次に5ページからは「決算報告書」についてでございます。

6ページをご覧ください。

まず「貸借対照表」であります。資産の部では、流動資産は1億1,367万2,620円、固定資産は511万8,234円、資産合計では1億1,879万854円であり、前期との対比で4.1%の減となっております。

負債の部では、流動負債が2,267万3,549円で、前期との対比で23.9%の減であります。固定負債については、前期同様ありません。

純資産の部では、株主資本の額が9,611万7,305円で、前期との対比では2.2%の増となっております。

利益剰余金は3,111万7,305円となり、前期との対比で7.2%の増となっております。

次に、7ページは「財産目録」であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをご覧ください。「損益計算書」であります。

売上高科目のうちの純売上高は4億3,594万7,464円で、前期との対比では0.3%の増であり、これに指定管理費等収入と体験観光収入を加えた売上高は4億7,554万6,301円となり、前期との対比では0.8%の増となっております。

売上原価は2億5,410万6,045円で前期との対比で2.0%の増であり、売上総利益については2億2,144万256円、前期との対比で0.6%の減となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は2億2,474万8,524円で、前期との対比では2.9%の増となっております。次の9ページに、その内訳を示しておりますのでご参照ください。

この結果、営業損失が330万8,268円となっております。

これに営業外収益の603万4,364円を加えた経常利益は272万6,096円となり、この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益は209万2,537円となっております。

この利益剰余金につきましては、13ページで示しております。

今期につきましては、8期連続となる最終利益が出ましたが、会社の売上げ規模や株主資本金に比して、利益額としては大きな額ではなく、会社所有の営業にかかわる備品設備の維持更新や、新規購入への備えと、体験型観光メニューの企画造成などへの財源確保を図るため、株主配当などをせずに、次期繰越利益として処理されたものであります。

戻りまして10ページは、「株主資本等変動計算書」であります。

当期純利益の209万2,537円の計上により、純資産の部合計の当期末残高は9,611万7,305円となっております。

11ページは、「個別注記表」ですが、内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは、「監査報告書」であります。

次に14ページですが、「部門別収支決算書」であります。

1番下の行にはそれぞれ部門ごとの経常利益の額が記載されており、これを前期との対比を口頭で申し上げます。

総務部門が1.1%の増。

2階にあり、厚岸の食材を中心に和食から洋食までのメニューが並ぶレストラン部門が3.4%の増。

2階にあり、厚岸で獲れるカキやホッキ、アサリなどを購入できる魚介市場と、バーベキューを楽しむことができる炭焼き炙屋の魚介市場部門が34.5%の減となっております。

1階にあり、蒸しカキやあつけし極みるく65ソフトクリームなどの軽食を購入できる喫茶部門が13.1%の増。

2階にあり、厚岸湾、厚岸湖を一望でき、新鮮な海の幸とウイスキーなどのお酒を飲むことができるバル部門が444.3%の増。

1階にあり、厚岸の特産品や独自の商品などお土産としての商品が並ぶ展示販売部門が8.3%の増となっております。

新型コロナウイルス感染症により、各部門ともに、3月の売上が落ち込んでいますが、魚介市場部門の34.5%減の主な要因として、カキ・アサリのふるさと納税返礼品の取扱実績額が、前年度と比較して、約820万円の減となりました。

バル部門の444.3%の増の主な要因として、経常利益の額が、前年対比で約190万円の増となり、その中でも、経費が前年対比で約180万円抑えられたことによるものです。

経費の内容としましては、平成30年2月のリニューアルオープンに伴い、平成30年度は、営業に必要な備品・消耗品を随時購入していましたが、令和元年度は、備品・消耗品の購入が少額で済んだことにより経費が抑えられ、また、他部門から人員をやりくりし、人件費も抑えたことから、経常利益の増となっております。

15ページからは、令和2年度「第28期の営業活動計画」についてであります。

16ページをお開きください。

令和2年度営業活動計画であります。

営業の概要について、読み上げます。

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により発出された「緊急事態宣言」及び「特定警戒都道府県」の指定を受け、外出自粛の要請等が出されたことに伴い、観光業においては未だに交通インフラである空路や鉄路などの回復の兆しは見られず、これまでに経験したことの無い自粛ムードの中で令和2年度をスタートすることとなりました。

また、これまで順調に推移してきた個人旅行や国内募集型団体旅行の利用は全く不透明であり、今年度の経営に及ぼす影響は計り知れない状況であります。

今後においては、業種別のガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症予防対策を実践し、「新しい生活様式」を定着させ、これまでの実績と経験を活かし経営の早期安定を目指します。

その上で、当期の計画では21項目にわたる「実施事項」を掲げて、取り組む方針を記載しております。

- 1、新型コロナウイルス感染症対策。
- 2、指定管理事業の遂行。
- 3、町民還元イベントの遂行。
- 4、総合観光案内所の充実。
- 5、HACCP（ハサップ）による衛生管理。
- 6、キャッシュレス決済の利用促進。
- 7、プライベート商品の開発と販売。
- 8、ふるさと納税返礼品事業の拡充。
- 9、アドベンチャー（体験型観光）旅行商品の企画。
- 10、インターネット販売の強化。
- 11、旅行会社への営業活動の戦略化。
- 12、観光誘客宣伝事業。
- 13、施設管理と機器の更新。
- 14、道の駅連携と物産交流プロジェクト。
- 15、催事物産販売プロジェクト。
- 16、地域グルメ事業の推進。
- 17、施設周辺設備の管理。
- 18、キャラクター効果の促進。
- 19、災害に対する危機管理の強化。
- 20、研修及び観光地視察の実施。

最後に21、働き方改革の実施という内容になっております。

詳細については、それぞれ記載のとおりでありますので、説明を割愛させていただきます。

次に、22ページは令和2年度部門別収支計画書であります。

当期につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、当館においても3月3日から5月28日までの間、臨時休業や時間短縮営業が続き、今後の営業展開におきましても、団体旅行や個人旅行、体験観光、イベント催事などの不透明な状況が続いていることから、令和2年度の売上計画を、令和元年度の売上実績の50%と予測し、さらに、新たなテイクアウト商品の開発や、ふるさと納税やインターネット販売の強化など、各部門において営業強化策を加算した売上計画とし、全体の純売上高で前期実績の42.1%の減となる1億5,200万円を見込んでいます。

売上原価では1億3,690万5,000円、売上総利益では1億5,114万6,765円、前期実績との対比では33.7%の減を見込んでおります。

一方、経費合計では、前期実績の4.0%減となる2億1,724万4,000円を見込んで計上しております。これにより、営業利益はマイナス6,609万7,235円を見込んでおります。

営業外収入では、新型コロナウイルス感染症による、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対する給付金の持続化給付金200万円と、休業に伴う従業員への休業手当に充てられる4月から6月分の雇用調整助成金約1,600万円、その他、除雪費や草刈

委託費など約300万円を合わせた2,100万円を見込んでおります。この結果、当期の経常利益はマイナス4,509万7,235円を見込んだ計画となっておりますが、国による新型コロナウイルス感染症の流行収束後における、観光・運送業、飲食業などを対象とし、期間を限定した官民一体型の消費喚起キャンペーン「GOTOキャンペーン事業」や北海道による新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んでいる旅行需要の早期回復を図るため、道内における宿泊を伴う旅行商品等を造成・販売する旅行会社や観光施設等に対し、旅行代金等から割引額を支援金として交付される「どうみん割事業」の施策を活用しながら、今期の経営に努めてまいります。

以上、経営状況説明書の内容説明であります。このほか、お手元には補足資料としまして、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と、令和元年度、第27期の部門別収支決算を計画額と比較した表をお配りしておりますので、ご参考とさせていただきます。

以上、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

- 議長(堀議員) これより、質疑を行います。

(なし)

- 議長(堀議員) なければ質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

本会議を休憩します。

午後1時41分休憩

午後1時42分再開

- 議長(堀議員) 本会議を再開します。

日程第15、議案第41号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算、議案第42号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第43号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第44号 令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長(三浦課長) ただいま上程いただきました議案第41号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算から議案第44号 令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第41号、議案書1ページであります。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算5回目。令和2年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,963万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ118億303万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページまで、第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では6款6項、歳出では4款6項にわたって、それぞれ4,963万2,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

9ページをお開き願います。

歳入であります。

15款使用料及び手数料、3項1目1節証紙収入、ごみ処理証紙収入93万9,000円の減。新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている事業者の経済的負担を軽減するため、多量の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の6カ月分を免除するものであります。免除の対象は、令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上額が前年同月の売上高に対して30%以上減少した事業者に対して免除するものであります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金2,510万円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上であります。なお、充当事業は歳出予算において説明いたします。また、充当事業一覧を参考資料として提出しておりますので、ご参照願います。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金75万7,000円の増。介護保険事業費補助金の新規計上であります。なお、充当事業は歳出予算において説明いたします。

3節防衛施設周辺整備事業補助金290万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金（老人福祉）について、充当事業のデイサービスセンター車両整備事業に伴う計上であります。内容につきましては、歳出でご説明いたします。なお、交付金の最終的な充当配分については、今後の交付決定額を踏まえ、補正対応いたします。

19款1項寄附金1目1節一般寄附金100万円の増。匿名希望として、1名の方からの寄附金であります。

3目民生費寄附金、2節児童福祉費寄附金200万円、新規計上。大地みらい信用金庫様からの寄附金であります。

4目衛生費寄附金、1節保健衛生費寄附金10万円の増。厚岸三五四釧路會様からの寄附金であります。

21款1項1目繰越金、1節前年度繰越金461万4,000円の増。補正財源調整のための計上であります。

22款諸収入、6項3目3節雑入230万円の増。コミュニティ助成事業助成金130万円、新規計上。北海道市町村振興協会からの助成金交付決定を受けての計上であります。内容は歳出でご説明いたします。

スポーツ振興くじ助成金100万円、新規計上。日本スポーツ振興センターからの助成金

交付決定を受けての計上であります。内容は歳出でご説明いたします。

23款1項町債、6目1節消防債1,180万円の増。消火栓事業債10万円の増。人員搬送車整備事業債1,170万円の増であります。

以上で歳入の説明を終わります。

11ページをお開き願います。

歳出であります。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費536万1,000円の増。老人福祉施設85万5,000円の増は、特別養護老人ホーム心和園の老朽化した施設内照明器具取替修繕料の計上であります。

介護予防広報推進114万8,000円、新規計上は、新型コロナウイルス感染症の拡大で、高齢者もさまざまな活動を自粛している中、高齢者の閉じこもりの増加や健康状態、認知症状の悪化が懸念されることから、自宅で簡単に取り組める体操を考案し、70歳以上の高齢者に制作したDVD等の配付に要する経費の計上であります。

デイサービスセンター車両整備事業335万8,000円、新規計上は、平成17年に購入した現行の車両は、デイサービスセンター利用者の送迎に使用していますが、このたびの車検時に車両フレームに著しい腐食が見つかり、車検更新できなかつたことから、送迎車両が不足しサービス提供に支障をきたしており、令和3年度の更新予定を1年前倒して車両購入するものであります。なお、購入にあつては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

7目自治振興費130万円の増。コミュニティ助成事業として、事業採択を受けての新規計上であります。内容につきましては、真栄西自治会によるコミュニティ活動に要するテーブル・椅子などの備品整備に対する補助金であります。

2項児童福祉費、4目児童福祉施設費200万円の増。次ページにわたり、新しい「しんりゅう保育所」で使用する幼児用テーブル34台の購入であります。なお、テーブルの購入にあつては、大地みらい信用金庫様からの寄附金を充当しての購入であります。

6目諸費1,794万2,000円の増。子育て世帯応援臨時給付金、新規計上は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、児童の養育のため仕事を休んでいる保護者や仕事を休めず感染のリスクを気にしながらも、やむを得ず保育所・児童館を利用している保護者の心理的・経済的負担軽減を目的として、中学生以下の児童に対し、1人当たり2万円の給付金を支給するものであります。その対象は、国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給決定を受け、5月31日現在、厚岸町の住民基本台帳に登録されている方で、対象見込870人分の給付金、1,740万円の補助金と支給に要する経費の計上であります。なお、この財源については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当するものであります。

4款衛生費、1項保険衛生費、2目健康推進費、感染症対策、補正額ゼロ。財源内訳補正でございます。

2項環境政策費、4目ごみ処理費、ごみ収集・ごみ処理場運転、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、農業振興一般110万9,000円の増。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、小中学校等が臨時休校となり、学校給食

向けの牛乳の停止や飲食店の休業、業務用の乳製品の需要減少によって牛乳の消費が低迷していることから、牛乳の消費拡大と児童生徒の健康推進を図ることを目的に町内小中学校に通学する児童生徒と当町に住所を有する高校生を対象に885人の給付対象者に1人1,000円分の牛乳贈答券を配付する購入費ほかの計上で、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しての事業実施であります。

8款消防費1項消防費、1日常備消防費1,909万3,000円の増。

次ページにわたり、釧路東部消防組合（感染症対策）439万8,000円は、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止の強化として、高性能マスクや消毒用薬剤等に205万8,000円、感染防護服に234万円の購入費の計上であります。なお、この財源については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当するものであります。

次の3事業は、釧路東部消防組合、厚岸消防署分の投資的経費に対する負担金であります。

消火栓整備事業8万8,000円の増は、労務単価などによる整備工事費の増額計上であります。

救急資機材整備事業282万1,000円、新規計上は、新型コロナウイルス感染症に対する救急車等の二次感染防止策として、消毒用オゾンガス発生装置の購入費に148万円、救急隊員用電動ファン付呼吸用保護具71万円、酸素ボンベなど気道管理用資機材に63万1,000円の購入費の計上であります。なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

人員搬送車整備事業1,178万6,000円、新規計上は、平成8年に厚岸消防署に配備された現行車両は、老朽化による車両エンジン出力低下と車体の腐食等の劣化が著しく、故障時の部品調達が困難な状況にあり、現在故障している箇所の修繕には多額の修繕料を要することから、令和3年度の更新予定を1年前倒して車両購入するものであります。

9款教育費、5項社会教育費、5目博物館運営費125万4,000円の増。障がい者の利用に配慮した海事記念館玄関スロープ設置ほかの修繕料の計上であります。

6目社会体育費157万3,000円の増。スポーツ施設備品整備事業について、スポーツ振興くじ助成金の事業として、事業採択を受けての新規計上であります。内容につきましては、空手スポーツ少年団の活動に要する空手競技用フロアマット144枚の備品購入費の計上であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。

地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第3表 地方債補正変更であります。

過疎対策事業1,180万円の増。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

5ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄ですが、令和元年度末現在高116億3,736万2,000円。令和2年度中起

債見込額19億6,810万円。令和2年度中元金償還見込額9億7,655万円。補正後の令和2年度末現在高見込額は126億2,891万2,000円となるものであります。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

次に、議案第42号であります。

議案書1ページであります。

令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算2回目。令和2年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ605万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億7,783万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出ともに1款1項にわたって、それぞれ605万5,000円の増額補正であります。事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

4款道支出金、1項道補助金、1目1節保険給付費等交付金605万5,000円の増。国民健康保険税の減免に対する交付金の計上であります。内容につきましては、歳出でご説明いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

9款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目一般被保険者保険税還付金605万5,000円の増。一般被保険者保険税特例還付金について、新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や収入が前年に対して30%以上減少した被保険者等に対し、令和2年2月1日から3月31日までに納付期限が設定されている令和元年度の国民健康保険税を減免できるようになったことによる還付金の計上であります。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

続きまして、議案第43号であります。

議案書1ページであります。

令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算2回目。令和2年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ178万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億7,052万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出ともに2款2項にわたって、それぞれ178万8,000円の増額補正であります。
事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金205万5,000円の増。介護保険第1号被保険者等に係る介護保険料の減免に対する交付金の計上であります。内容につきましては、歳出でご説明いたします。

8款繰入金、2項基金繰入金、1目1節介護給付費準備基金繰入金26万7,000円の減。令和元年度決算見込額確定に伴う基金繰入金の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護保険料還付金205万5,000円の増。第1号被保険者介護保険料特例還付金について、新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や収入が前年に対して30%以上減少した被保険者等に対し、令和2年2月1日から3月31日までに納付期限が設定されている令和元年度の介護保険料を減免できるようになったことによる還付金の計上であります。

10款1項1目前年度繰上充用金26万7,000円の減。令和元年度決算見込額確定に伴う前年度繰上充用金の減であります。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

続きまして、議案第44号であります。

議案書1ページであります。

令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算1回目。令和2年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ104万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,931万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページは、第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出ともに1款1項にわたって、それぞれ104万4,000円の増額補正であります。
事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

5款諸収入、4項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金104万4,000円の増。後期高齢者医療保険料の減免に対する後期高齢者医療広域連合からの還付金の計上であります。内容につきましては、歳出でご説明いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金104万4,000円の増。保険料特例還付金について、新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や収入が前年に対して30%以上減少した被保険者等に対し、令和2年2月1日から3月31日までに納付期限が設定されている令和元年度の後期高齢者医療保険料を減免できるようになったことによる還付金の計上であります。

以上をもちまして、議案第41号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算から議案第44号 令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由と提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(堀議員) 本4件の審議方法についてお諮りいたします。

本4件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和2年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(堀議員) 異議なしと認めます。

よって、本4件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和2年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

令和2年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午後2時06分休憩

午後2時09分再開

- 議長(堀議員) 本会議を再開します。

日程第16、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行っていただきます。なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含む60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし、合図をいたします。

はじめに5番、南谷議員の一般質問を行います。

5番、南谷議員。

- 南谷議員 第2回定例会に当たり、通告に基づきまして、2項目について一般質問いたします。

津波対策についてであります。4月21日内閣府の有識者検討会は、道東沖の千島海溝巨大地震による津波想定で、厚岸町は45分で21.4メートルと公表しました。翌22日、道

新朝刊の大見出しは、道内自治体強い危機感。夕刊で本町の最大沿岸津波の高さ21.4メートル。役場庁舎は最大浸水深8.1メートルと記載されておりました。改めて、津波の恐怖を感じております。

今回、公表された数値と、平成25年町民へ配付の厚岸町津波ハザードマップとの違いと、今回の公表を受け、町の対応はどうなるのか質問いたします。

また今年度、災害シミュレーション動画作成を555万5,000円で計画しておりますが、今回の公表を含め、十分検討され、町民が自分の生活地点の津波到達時間と最高到達点は何メートルか分かりやすいシミュレーションにすべきと考えますがいかがでしょうか。

2項目目であります。コロナウイルス感染防止対策であります。まずもって感染防止に努力されております町民の皆様、そして感染防止対策と経済対策に精勤されております若狭町長をはじめ、職員の皆様に感謝をし、エールを送ります。

未だ先が見えないコロナ対応であります。私は感染防止対策を最優先すべきと考えますが、現時点での町の基本的な感染防止対策についてお尋ねいたします。

防止対策でより注意を要する病院、老健、心和園、さらには町内の民間高齢者施設への対応はどのようにされますか。

次に、経済対策で特に多くの働く人を抱えている厚岸町の水産物買受人組合員へ町の支援が必要と考えます。町は何をどう、どのように支援されますか。

第3セクター味覚ターミナル・コンキリエは町が直接経営をしておるわけではありませんが、6月2日から通常営業を開始するまで、休業中48名のパート社員の皆さん、本当に困っており、給与補償について町からの支援策はあるのでしょうか。お尋ねいたします。

小中学校への対応についてです。児童生徒への感染防止対応と休校中を含め学習の遅れは明らかであります。この遅れに対し、夏・冬休みを含め、どのように対応されるのかお尋ねし、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時16分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。
町長。

●町長（若狭町長） 5番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「津波対策について」のうち、(1)アの「4月21日の公表数値と平成25年町民へ配付の厚岸町津波ハザードマップとの違いと、今回の公表を受けての町の対応はどうなるか」についてであります。このたび内閣府が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による津波想定については、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、最大クラスの地震・津波を想定した検討を行うため、平成27年から「日本海溝・

千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において検討を進めてきた内容であります。

検討における基本的な考え方としては、東北地方太平洋沖地震の震源断層域である宮城県沖の北側領域と南側領域で、今後、大すべりが発生し、巨大な津波を伴う最大クラスの地震となる可能性が考えられ、過去6,000年間における津波堆積物の資料から推計したもので、推定された地震の規模は、千島海溝の十勝・根室沖でマグニチュード9.3、日本海溝の三陸・日高沖でマグニチュード9.1であります。

公表された当町の津波想定は、第一波の津波到達時間は45分で、これは代表地点として示されている厚岸湾中央部の数値であり、最大沿岸津波高の21.4メートルは、大黒島南側の数値であります。

このほか、公表されている数値としては、役場庁舎の最大浸水深が8.1メートルとされているところあります。

これに対し、平成25年に町民の皆さんへ配付した厚岸町津波ハザードマップは、平成24年に道が公表した津波浸水予測図をもとに作成したもので、それまでの500年間隔地震の津波想定を抜本的に見直し、東北地方太平洋沖地震の断層モデルや、海溝型地震の特性等も考慮したもので、当町の最大津波想定は末広地区で、第一波の津波到達時間は24分、沿岸最大水位は28.8メートルとされているところです。

なお、内閣府が公表した千島海溝・日本海溝沿いの巨大地震による津波想定をもとに、今後、北海道防災会議地震専門委員会津波ワーキンググループにおいて、津波浸水想定を設定することになり、それが示された後、町において、新たな津波浸水予測図の検討や地域防災計画の見直しを行うこととなります。

今回、内閣府が公表した数値は、町民の皆様に配付済みの厚岸町津波ハザードマップの数値を下回るものではありませんが、巨大地震や巨大津波の発生が切迫している状況には変わらないことから、引き続き、必要な防災・減災対策を講じてまいります。

次に、伊の「今年度、災害シミュレーション動画作成を計画しているが、町民が自分の生活拠点の津波到達時間と最高到達点は何メートルか分かりやすいシミュレーションとすべきと考えるが」についてであります。今年度、予算化している災害シミュレーション動画作成は、津波が襲来するシミュレーション動画を中心に作成することとしております。

シミュレーション動画は町内3地区を予定しており、津波浸水予測図等も取り入れながら、全体で10分程度の映像になる見込みであり、動画等の基準となるのは、現在の厚岸町津波ハザードマップにおける各種数値になるものと考えております。

なお、厚岸町津波ハザードマップにおいては、一部の地区に限った津波到達時間や最大遡上高を示しておりますが、作成する災害シミュレーション動画においては、各地区の代表的な地点における数値も可能な限り表示していきたいと考えております。

続いて、2点目の「コロナウイルス感染症防止対応について」のうち、(1)の「現時点での町の感染防止対策は」についてであります。町では2月19日に町独自の厚岸町感染症対策本部を設置して以降、4月7日の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」を受けて、4月8日に同法に基づき、「厚岸町新型コロナウイルス感染症対策本部」に改め、感染症対策を行ってまいりましたが、5月25日の「緊急事態解除宣言」により、再度「厚岸町感染症対策本部」とし、引き続き感染防止対策を進め

ているところであります。

ご質問の、現時点での町の感染防止対策の一つ目は、町民の皆さんへの正しい情報提供と注意喚起であります。

I P 告知情報端末や防災行政無線、町広報誌、ホームページ、SNS、子育て支援アプリのほか、町有施設へのチラシの設置、ポスターの提示、町内医療機関や高齢者施設等で構成する感染症情報共有連絡網などを活用し、そのときどきの状況に応じて町民の皆様が日常生活の中で必要な行動がとれるよう、「3つの密を避ける」「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」「咳エチケットやマスク着用」などの基本的な感染予防策のほか、受診の目安や健康相談、休業要請に基づいた町有施設の対応等について、適宜の情報提供と注意喚起を行っております。

二つ目は、町有施設における各種の感染予防対策の実施であります。

役場庁舎をはじめとする各種の町有施設は、利用者も多いこと、また国の機関等が示す業種別ガイドラインに基づき、基本的な感染予防策をそれぞれの施設の実態にあわせながら講じております。

さらに、一部の施設においては、感染拡大状況に応じて、基本的な感染予防策に加えて、一部立入制限等を実施しております。

また、併せて民間事業者が活用できるよう、業種別ガイドラインについて、商工会などを通じた周知も行っております。

三つ目は、町民も参加する会議やイベント等の各種事業の実施について、感染拡大防止の視点から、その開催方法を見直し、延期または中止の適切な判断ができるよう、町としての判断基準を設け対応しております。

この基準は、国の新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言をもとに作成したもので、職員のみでの会議など小規模なものから、各種イベント等においてもこの基準をもとに統一した判断を行うことで、町民の皆様の感染リスクを低減できるものと考えております。

今後は、新型コロナウイルスとの共存を前提に、「新しい生活様式」の定着を目指すとともに、予測される再流行の到来に備え、感染拡大時の町政機能の維持を目的とした「新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画」の策定及び消毒薬やマスク等物品の備蓄、補充等により感染防止対策を継続してまいります。

次に、(2)の「病院、老健、心和園さらには町内の民間高齢者施設への対応は」についてであります。町立厚岸病院と介護老人保健施設ここみの対応については、臨時発熱外来の設置と入院患者及び入所者への面会近視の対応を継続実施しており、対応の変更等はありません。

また、特別養護老人ホーム心和園へは、情報の提供と共有を図っており、施設内においては、こまめな手洗い、手指消毒の強化、居室内の定期的な換気、各フロア間の行き来を最低限にすることや、職員のマスクの着用など感染防止対策を実施しております。

なお、外部からの立入制限により、入所者との面会を禁止しておりましたが、入所者やその家族の精神的な負担や不安を少しでも払拭できるよう、4月下旬に町でI P 告知情報端末を1台増設し、心和園の入所者と自宅にいる家族が、画面越しに顔を見ながら会話をすることができるようになっております。

なお、緊急事態措置解除後の6月からは、玄関に近い面会室で、家族との面会が可能となっております。

また、民間高齢者施設についても、他の施設と同様、随時の情報の提供を行っており、手指消毒などの徹底や職員のマスク着用、立入制限、必要に応じた窓越しでの面会を実施していると聞いており、今後もこれらの各施設に連携を図りながら感染防止対策を引き続き行ってまいります。

次に、(3)の「経済対策で特に厚岸町の水産物買受人組合員への町の支援が必要と考えるが、町は何をどう支援されるのか」についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、厚岸町の経済に大きな影響をもたらしており、これまで実施してきたアンケート調査や中小企業への緊急資金融資の申込の状況、事業者からの聞き取り調査などから、特に水産物加工事業者等においては、外出自粛等の影響を受け、水産物の流通が減退するなど、先行きが見えない大変厳しい経済状況が続いております。

中でも、買受人組合に加入している事業者をはじめ、厚岸地区冷凍協会に加入している事業者、水産物を冷蔵または保冷して運送する一般貨物輸送事業者、自動車小売業者は、特に大きな影響を受けている状況にあります。

このため、町では、収入の減少率等の条件を付すことなく、事業の継続と雇用の維持に資することを目的として、緊急に支援を講じる必要があると判断し、「事業持続等支援給付金制度」を創設したところであります。

なお、この制度は、一事業者当たり、厚岸冷凍協会加入事業者に100万円、厚岸水産物買受人組合加入事業者に50万円、水産物を冷蔵または保冷して運送する一般貨物自動車運送業者に100万円、自動車小売業者に50万円をそれぞれ支給するものであります。

6月12日現在の支給件数は22件、支給額は1,400万円、想定では40件、2,500万円を見込んでおります。

また、町内事業者を対象に業務用水道料金及び下水道使用料の5月、6月使用分の免除のほか、前年同月の売上げに比して30%以上減少している事業者に対して、多量の一般廃棄物等のごみ処理手数料6カ月分を減免することで、事業継続と負担軽減のための支援を行っております。

次に、(4)の「味覚ターミナル・コンキリエは6月2日から通常営業されたが、休業中のパート社員への給与補償について町からの支援策はあるのか」についてであります。厚岸味覚ターミナル・コンキリエについては、3月3日から3月13日までの休館日を除く11日間、4月25日から5月28日までの休館日を除く34日間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業を行ったところであります。

なお、パート社員への休業手当は、会社において全額を支払い、雇用の維持を図っており、この休業手当については、国の雇用調整助成金等を申請し、3月分から5月分の支払総額、約1,068万円のうち、約962万円の助成を見込んでおり、会社負担は、約106万円であります。

現段階において、町では、会社負担に対する支援は考えておりませんが、今後の経営状況を見ながら、必要な対策について検討してまいります。

以上でございます。

なお、(5)のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、(5)についてお答えします。

「ア、児童生徒への感染防止対応は」についてであります。

学校再開に当たっては、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを可能な限り低減し、安全に学校教育活動が実施できるよう、町長部局の担当課や学校医などとの連携による保健管理体制を構築するとともに、分散登校や少人数指導などを実施し、6月1日から学校を再開しております。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認されたワクチンも存在しないため、私たちは長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

そのため、感染リスクをゼロにすることは困難であることを前提として、子どもたちの健やかな学びを保障していくために、学校においても「3つの密」を徹底的に避け、感染のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を行ってまいります。

感染防止対策として、再度の感染拡大の可能性を考慮し、こまめな手洗いやマスクの着用、咳エチケット、換気をはじめ身体的距離の確保などを行うとともに、児童生徒が感染症について正しく理解し、感染のリスクを避けることができるように今後も指導してまいります。

次に、「イ、休校中を含め学習の遅れは明らかで、この遅れに対し、夏・冬休みを含め、どのように対応されますか」についてであります。

2月からの臨時休業期間中は、学年末が近く、学習のまとめや復習の期間であったことから、学習の遅れは、数時間から多くて10時間程度でありました。学校では、新年度の学習補充指導や習熟を図ることで対応を検討しておりました。

新年度に入り、緊急事態宣言を受け、北海道教育委員会より小中学校の一斉臨時休業の再要請があり、4月20日から5月31日まで臨時休業としました。再要請後の臨時休業日数は26日間であり、この間実施できなかった学習については、今後順次進めていくこととなります。各学校では、行事の中止や精選・変更等によって、今年度確保できる授業時数を再度集計し、教育課程の再編成を行いました。この措置を行った上でも授業時数の確保と学習内容の習熟のためには、当初予定していた夏季休業中も授業日として実施する必要があると判断し、夏季休業開始日を8月8日とし、夏季休業中の10日間を授業日とすることといたしました。

冬季休業の短縮については、今後の感染状況や気象状況による休業措置の経過を見ながら再度判断することとしております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 ただいま答弁を町長からいただいたのですけれども、大体町の考え方というものを理解をさせていただきました。今の説明ですと、以前配付のハザードマップは、今回公表の津波の高さを包含していると理解をしたのですがよろしいですか、

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 今回、国が示したものにつきましては、大きく言いますと、北海道のえりもから東側、すなわち釧路・根室地方、こちらにつきましては、厚岸町の現在のハザードマップの数値よりも全体的に下回っているといったような数値になっております。ちなみに、えりもよりも西側、日高・胆振方面につきましては、北海道が示したシミュレーションよりも高い数値になっているというような状況であります。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 さっきの説明ですと、21.4メートルよりももっと高いところがあるというので、改めてちょっと自分の勉強不足というのを理解しておったところなのでございます。ですけれども、私も45分で21.4メートル、役場は8.1メートル、改めてマスコミで報道されると、どきっとしたのです。

実際に最高浸水深、最高到達点、イメージというのですか。例えばハザードマップでいえば、私も改めてハザードマップ見させていただいたのですけれども、末広は15メートル以上なのです。以上だから、100メートル天井までいっても。でも、やはり15というのが頭に残るのです。ハザードマップの図表で真っ赤。床潭・末広地区は赤で15メートル以上。15メートル以上だから、15という数字が頭にあるものですから、何となく24といえ、もっと高いんだ、こんなイメージ沸いたのです。ですけれども、今の説明ですと、国の今回の発表というのは、ある程度包含されていると。ですけれども、町民の皆さん、ハザードマップ見ても、5メートル未満とかという地区は5メートルなのだなど理解するのでしょうかけれども、自分の生活圏というのは自宅もそうですけれども、いろいろな職場とか、いろいろ移動するわけです。ある程度、この地区は何メートルというものを身にしみなければならぬかなと。最高浸水深。

そういう意味でお尋ねをさせていただくのですけれども、町として最高浸水深、最高到達点というのですか、その数値をどのように捉えているのか。例えば、床潭、末広、それから若竹、湾月、湖北地区では港町、真栄ですか、それから白浜のほうとか門静、光荣なんかはそれぞれ最高浸水深、何メートルくらいと予想されているのでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） まず、今回国が示した浸水予想につきましては、先ほど町長が答弁したとおりであり、代表地点のみの明示であります。すなわち、各地域のまず浸水深だとか最大遡上高や何かというのは、全く、今の段階でも示されていないというような状況にあります。

そこで現在、私どものほうでお答えできるとするならば、平成25年にお配りした厚岸町のハザードマップ、これの数値になろうと思います。ハザードマップにおきましては6種類の色で表現をしております。議員ご質問のとおり、例えば何メートルから何メー

トル、このような言い方。1番高いところにおきましては、赤い表示で15メートル以上というような表現をさせております。

この当時、私どもつくったハザードマップでは、各いろいろな地域の、一応、浸水高等調べることができますので、そのようなデータも私ども持ち合わせております。

そこで、ご質問のあった地点で申し上げますと、申し訳ございません、メートル単位でお話しをさせていただきます。まず、床潭地域につきましては、ハザードマップでは1番赤い15メートル以上と表現されておまして、この地点で1番高いところが浸水高19メートルになります。

次に末広になります。末広も赤い表示、15メートル以上というところで、こちらは町長が答弁した浸水高28.8メートル、すなわち29メートルの、厚岸町で1番津波が高くなるという地点になります。

次いで若竹になります。若竹につきましては、ハザードマップ、ピンク色で示されておまして、10メートルから15メートル。代表地点で1番高いところでは13メートル。若竹は13メートルという数値が出ております。

次、湾月。湾月につきましても同じく1番高いところがピンク色の表示。10メートルから15メートルで、浸水高としては14メートルが湾月は1番高くなるという数値になっています。

次に、湖北地区になります。港町。港町につきましてはオレンジ色の表示で5メートルから10メートルの浸水ですけれども、1番高いところでは港町9メートル。

真栄になります。真栄につきましても、港町と同様に5メートルから10メートルというオレンジ色の表記をしておまして、1番高いところでは10メートル。

次に、白浜、宮園の付近になります。こちらにつきましても1番高いところがオレンジ色の表記、5メートルから10メートルですので、この地区で1番高いのは10メートルということになります。

それと光栄。光栄につきましては、緑色の表記で表しておまして、これは3メートルから5メートルという表現になるのですけれども、光栄地区で1番高いところで4メートルと、このような数字になっております。

湖北地区、大体このような感じになります。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 正直言いまして、ハザードマップでいうよりも、この数字のほうがよっぽどぴんと来るのです。正直なところ。自分の住んでいるところ、この地区が何メートル。その数字をうのみにしてはまずいとは思うのですけれども、分かりやすいほうが町民にとっても、より理解がしやすいのではないのかなと思うのですけれども。

シミュレーションのほうにまいます。せっかくシミュレーションを作成するわけですから、ただいまの説明をしていただいたような数字も画面の中で、なるべく大きい字で、町民の皆さんが見たときに、一つの目安として避難活動に役立つのではないのかと。ですから、シミュレーションの中に各地区の最高浸水深というものを、何分くらいで到達点とか、こういうものを十分反映をさせて、町民の皆さんに自分の生活圏

の浸水深や到達時間というものが明示できればな、そういうシミュレーションが私はより効果があると考えますが、可能なのでしょうか。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 作成する仮想の現実の動画というのですか、津波がこうやって町の中に入ってくると。こういう部分につきましては、今回、厚岸町で持っているハザードマップの数値をもちろんベースにしてつくりますけれども、そこに微妙な高さがぴったり合わせる必要性は、私どもはないと思っています。まずもって、3箇所今想定しておりますので、その実際の写真の中に想定される津波が押し寄せてくると。こういうような映像のほうをつくらせたいと考えております。

その中で、その動画の中で、質問者おっしゃるように、厚岸町の今現在のハザードマップだとか、例えば代表的な地点にはこれくらいの津波がこれだけの時間でやってくるのですよというようなものも、これは静止画になろうかなと思いますけれども、動画の中にうまく静止画を組み入れた形で、啓発できるようなシミュレーション動画、こういうものを作成していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次にコロナにまいります。コロナの対応でございます。大変詳しい説明をしていただきました。1問目の感染防止対策なのでございますが、まさに、この感染関係につきましては、若狭町長筆頭に職員の皆さん、それぞれ施設で働いている皆さんも、町民のため、入所者のために日々努力をされていると、私は感じます。その点につきましては、本当に敬意を表するわけでございますが、日々変わってきております。マスクも見ていても、毎日コロナの話が、ニュースが出ます。依然として東京や札幌ではなかなかなくなる、減少しないというのですか。

ただ、自粛から自衛をしていかなければならない時代に入ってきているというのですか。今までは、罹らないようにと。ところが抗体性の問題とかいろいろあって、経済対策のこともあって、新たな時代に来ているのではないのかな。それぞれ今までの努力だけれども、ただただ閉じこもってというわけにはいかない時代にあるのだろうなど。そういうことも含めて、今後しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

町民への周知も含めて、先ほど町長のご答弁のとおり、今後も気を抜かないで、やれることはしっかりやるということで取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。防止対策で、より注意を要する病院、老健、心和園、さらには町内の民間業者の対応でございます。これらについては、やはり町民の多くの皆さんも危惧をされておると思っています。特に施設に入っている家族の方々や、それぞれの皆さんが感謝をしながら、非常に心配をされておると思うのですが、この辺については、病院は病院の立場、それぞれ施設、各施設あると思うのですが、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがですか。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 私のほうからは、町立厚岸病院の対応と、それに併設しております介護老人保健施設ここみでの対応について、ご答弁させていただきます。

基本的には、質問者おっしゃいますとおり、この病院含めた、この施設にとって、感染症への対応というのが非常に重要なところでございますので、今現在、取り組んでいる内容につきましては、継続しながらやっていく一方で、今後の情報等を鑑みながら、そのときに合わせた感染症の予防対策というものを考えながら、また継続実施していくのと、さらにはまた情報収集した上で、どのような対応をすべきかということも考えながら対応していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 私から特別養護老人ホームとデイサービスセンターについてお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、引き続きさまざまな感染防止対策につきまして、町と指定管理者と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 第3セクター味覚ターミナルについて、お尋ねをさせていただきます。先ほどの答弁で100%しっかり支払われるということが理解されました。働いている皆さん、48名のパート社員の皆さんがいるのでしょけれども、きっと100%保障していただいて、これからもコロナ対応で集客施設でございますが、いろいろなこれからの課題があると思うのですが、一生懸命働いていただけると確信をしております。この辺についても、一応正常に戻ったわけでございますけれども、今後に向けて、なお一層、コロナ対策に対応しながら、新たな感染防止対策というものにも目を向けて取り組んでいかなければならないと思っておりますが、この辺についても答弁を求めます。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） これからは感染症予防と事業活動を両立させ、事業継続と

雇用の維持を図っていくことが必要となってまいります。指定管理者であります厚岸味覚ターミナルとさらなる連携強化を図りながら、町として今後の経済状況を見ながら、必要な対策を検討し、また講じていく必要があると認識しておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 小中学校への対応についてお尋ねをさせていただきます。先ほどの答弁で、夏休みは分かったのです。スタート時点で、このくらいやるよと。冬休みは未定という答弁だったと思います。今のところ、未定では分かるのですが、今後の状況を見てということなのでしょうけれども、現時点での考え方、どんなものでしょうか。どのように捉えているのかなど。また、土曜日授業はどうなるのか、お尋ねいたします。

●議長（堀議員） 指導室長。

●指導室長（廣瀬室長） それではお答えします。土曜授業について、まずお答えいたします。年度当初、各学校では年間3回土曜授業を実施する計画となっていました。夏季休業が短縮されて、各学校で教育課程を再編成をしました。その中で、今年度必要な時数が確保されているということから、現段階では新たに土曜授業を実施する予定はありません。冬季休業中も、現段階では同様に短縮は検討しておりませんが、今後、臨時休業等が行われて、授業時数に不足が生じてくることが予想されます。そうした場合には検討をして進めていきたいと考えています。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、冬休みについては、現時点ではまあまあしなくてもいいけれども、場面によっては実施する可能性があるかと、こういう捉え方でよろしいですね。

●議長（堀議員） 指導室長。

●指導室長（廣瀬室長） そのとおりです。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次に、学校の主な授業です。体育祭と運動会、それぞれ小学校と中学校、それから修学旅行、文化祭と学芸会はどうなりますか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●指導室長（廣瀬室長） 運動会、体育祭については、4月の段階で臨時校長会議におい

て、全学校で中止という決定をしております。

学芸会、文化祭については密集、密接の回避が必要なこと、学習の指導計画に変更が生じているので、実施の時期や形態、内容などを変更しながら実施できないかということを検討している最中です。場合によっては中止せざるを得ないことも考えられます。学校ごとに計画を作成している段階でございます。修学旅行についてです。

修学旅行は早いところから、5月から実施予定だったのですが、現時点では予定や内容の変更も含め、9月以降に実施する方向で計画をしています。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 それぞれ4月に体育祭、運動会は中止された。それも仕方ないのかなと思います。せっかくの練習や、そういうものが無駄にならないように、外で密集というのはいけないのでしょうけれども、これから残された期間の中で、これに変わるような授業をして、場をつくってやるのも一つの方法なのかなと考えて、密集することが体育祭なり運動会でなくても、そういう代替えの運動する場とか、そういうものを考えていくべきではないのかなと思います。その上でお尋ねします。

2月27日から学校は約3カ月間、実質休業となっております。学習指導要領では、期間内に全てを指導することとなっております。先ほどの答弁では、ある程度充足されているのだと受けとめたのです。ですけれども、これだけ長い間、休みを取ってしまったら、私は大変ではないのかな。本当に十分間に合っていくのかな。確かに前年度分は短いですがけれども、新年度に入っては4月以降ですから、結構長いと思うのです。4月、5月と丸っきり休んでいるわけですから。こうなってくると、やはり厳しいものがあるのかなと。休み、8日間くらいの若干の返上では、僕の頭ではちょっと理解ができません。それで、この解消方法なのですけれども、具体的にもう少し、どういう方法で、何をどう子どもたちに、児童に教えていくのか。どういう方法でやっていくかということ、具体的に説明をしていただきたい。

それから、これだけ過去にないくらい学校が休みになる、授業の方向も変わってくる。また、運動会もなくなっていく、文化祭もどうなるか分からない。子どもたちの精神状態もなかなか大変なものがあると思います。それに携わる先生も大変かもしれないのですけれども、子どもたちの精神的な負担をどうされていくのか。子どもたちの精神的な負担、これから向き合っていかなければならないと思うのですけれども、1番私は気になるのはこの辺なので、これについても答弁を求めます。

●議長（堀議員） 指導室長。

●指導室長（廣瀬室長） 学習の保障についてです。まず、時数の確保についてなのですが、夏季休業中の10日間を授業日としたことで十分足りるかということ、そのことだけでは直ちに足りるものではないのですが、行事が中止になったり、教職員の研修が中止になることで、4時間授業にすることで2時間欠時になったりすることがあるのですが、その分を授業に割り振ることができる。それから、行事の準備にかかる時数なども教科

の学習に充てることができるというような計算をしております。その中で、今年度必要な、学習指導に必要な時数の確保がされているという状況です。

また、指導についてですけれども、学習指導計画というものがありますが、それを見直して、内容の精選あるいは焦点化を行って、授業指導にかかる時数を少しでも減らすことができないかというような工夫を学校で行っています。その中で、例えば家庭学習と連動して授業を展開するですとか、放課後に補習指導を行うというようなことを行って、学習内容を定着させようということで、工夫をしております。

このような手立てを講じることで、現段階においては、学習指導要領の内容について、今年度中に取り扱うことができるという見通しとなっています。

次に、子どもの精神的負担への対応なのですが、これまで以上に子どもの様子を詳しく観察したり、積極的に声を掛けていくというようなことを通して、子どもから相談しやすい状況をつくったり、教師が小さな変化を見逃さないというようなことで対応をしていきます。その中で担任や養護教諭のほか、必要に応じてスクールカウンセラーや専門機関とも連携しながら、子どもに寄り添った指導ができるように進めていきます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 体育祭など中止になりますよね。これについて、授業の中で反映できないのか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●指導室長（廣瀬室長） 学校としてもさまざまな行事が中止になっていて、子どもに何か楽しいことをしてやりたいという思いがありますので、例えば中学校ですと、冬の時期に体育のレクリエーション的な行事を生徒会が中心となってできないだろうかというようなことを検討しております。全く同じことで振り替えるということは大変に難しいと思うのですが、学校ごとに工夫して、心に残るような行事を行っていきたいと構想をしている段階です。

●議長（堀議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は3時40分とします。

午後3時08分休憩

午後3時40分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

次に、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番、佐藤議員。

- 佐藤議員 先に書面にてご通告を申し上げました、このたびの新型コロナウイルス対策に関連し、質問をさせていただきたいと存じます。

年明け早々から、世界的に流行が報じられ、日本でもクルーズ船での感染以来、次々と国内での感染が拡大をいたしました。以来、国、道をはじめ、厚岸町でも独自の支援策が実施されております。

このウイルスは、秋・冬の寒さに向かって感染力は強いとも言われております。そこで、万一、第2波・第3波が発生した場合、厚岸町として新たな支援策を検討されますでしょうか。

また、今回早期の緊急支援として、特に影響が顕著と思われる飲食及び宿泊業者に対する一律60万円の支援給付金を決定し、実行されております。早急での支援策には感謝をいたしているところでございます。今後のことは定かに予測はできませんけれども、同業種であっても事業規模が異なるため、今回の60万円の一律助成は、前年同月比の売上減少率ではなく、売上総利益の減少分を補填することが合理的であり、同じ予算規模で売上減少率30%未満の事業者についても支援が可能となります。いかがお考えでしょうか。

次に、学校教育に対する影響についてお伺いを申し上げます。

新年度に入り、約2カ月余り休校が続きました。授業の遅れが心配されるところであります。そこで、学校の衛生管理についてお伺いを申し上げます。文科省は地域の行動基準について3段階に分ける基準を示していると思っております。そこで、その基準とはどのようなものなのか。また、その基準で当町の段階はどのようになっていますか。校内で感染者が出た場合、学校が取るべき対応マニュアルは作成されておりますでしょうか。さまざまな場面を想定しながら、可能な限り通常の教育活動ができることが、私は理想都考えております。幸いにして、現在、児童生徒から感染者が出ておりませんが、現状での感染対策はどのようにされておりますか。

最後になりますけれども、日本の教育カリキュラムは非常にきっちり、そしてしっかりと決められており、約2カ月余りの休校で各学年とも遅れており、夏休みも短縮されるものと思われまます。どのようになりますでしょうか。特に、新入学の1年生については、文字や数字など、基礎的勉強の段階であり、授業の遅れを取り戻すため、授業の進み具合が早くなるなどの弊害は出ておりませんか。

以上、最初の質問とさせていただきます。

- 議長（堀議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 6番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「新型コロナウイルス対策について」のうち、(1)、アの「万が一第2波・第3波が発生した場合、新たな支援策を考えられるか」についてであります。これまで町では、新型コロナウイルス感染症の拡大が町経済や町民生活に大きな影響を及ぼしている状況を踏まえて、適切で迅速な経済対策を講じるため、町の全部局を範囲とした「厚岸町新型コロナウイルス経済対策本部」を設置、また町内の経済・産業団体と連携によ

り「厚岸町新型コロナウイルス経済対策連絡会議」を設置し、必要な経済対策に関する情報の収集と共有のほか、有効な対策について検討を行い、この検討をもとに必要な経済対策を積極的に実施してまいりました。

ご質問にある、再度感染症が拡大した場合の新たな経済対策については、前段で申し上げた経済対策本部及び経済連絡会議において、必要とされる経済対策に関する情報の収集と共有をし、町経済や町民生活に有効となる対策を検討した上で、可能な限り実施してまいりたいと考えております。

次に、イの「緊急支援策として飲食・宿泊業に対する一律60万円の支給を決定したが、事業規模が違うため、売上減少率ではなく、今後新たに支援が必要になった場合、売上総利益の減少分を補填することが合理的で、かつ公平と考えるが」についてであります。ご質問にある緊急支援策として実施している、前年同月比での売上額が30%以上減少している宿泊業と飲食業に、1件当たり60万円の給付金を支給する「緊急支援給付金」については、商工会からの要請を受け、緊急経済対策として実施したものでありますが、今般、新たな経済対策として実施する別の給付金の支給に合わせ、売上額の減少率が30%未満の事業者にも10万円を支給する内容を加え、6月1日から実施しております。

また、小売業、サービス業、製造業を含む法人または個人を「生活関連事業者」として、これらの事業者の事業の継続と雇用の維持のため、宿泊業と飲食業を兼ねて営み、かつこれに係る60万円または10万円の緊急支援給付金の支給を受けている場合を除き、売上げ減少の要件を付さず一律に10万円を支給する「生活関連事業者事業継続等支援給付金」と厚岸冷凍協会加入事業者に100万円、厚岸水産物買受人組合加入事業者に50万円、水産物を冷蔵または保冷して運送する一般貨物自動車運送業者に100万円、自動車小売業者に50万円をそれぞれ支給する「事業継続等支援給付金」を6月3日から新たに実施しております。

なお、これらの町独自の緊急経済対策については、国や道などの融資制度や持続化給付金などを受けるまで、手続き等に相当の時間を要することから、その間をつなぐ迅速な経済対策が必要であると判断をして、書類作成や審査に要する時間を極力短縮し、影響を受けている事業者へ少しでも早く支給できるようにしたものでありますので、ご理解願います。

なお、ご提言いただきました給付基準については、商工会や関係機関などと検討してまいりたいと考えております。

(2)のご質問については、教育長から答弁があります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは(2)についてお答えします。

「ア、学校の衛生管理について、文部科学省は地域の行動基準を3段階に分ける行動基準を示しています。その基準とはどのようなものか」についてであります。

文部科学省は、学校の教育活動を再開するに当たり、児童生徒や教職員の感染リスクを可能な限り低減するため、5月22日時点の知見に基づき、学校の衛生管理の観点から

作成したマニュアル「学校の新しい生活様式」を作成し、地域の感染レベルを3段階に分け、身体的距離などの行動基準を示しています。

行動基準は、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言で示された地域区分を踏まえ、特定警戒に相当する「レベル3」、感染拡大注意に相当する「レベル2」、感染観察に相当する「レベル1」の3段階を示したものです。

具体的には、身体的距離の確保はレベル2と3が「できるだけ2メートル程度」、レベル1が「1メートルを目安に学級内で最大限の感覚を取ること」と設定されており、部活動については、レベル3は「個人や少人数でのリスクの低い活動や短時間での活動に限定」、レベル2は「リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認の徹底」、レベル1は「十分な感染対策を行った上で実施」となっております。

対面形式の学習や合唱、管楽器演奏、調理実習、児童生徒が密集する運動など観戦リスクの高い学習活動では、レベル3は「行わない」、レベル2は「リスクの低い活動から徐々に実施」、レベル1は「十分な感染対策を行った上で実施」と記載されております。

「現在の当町の段階はどのようになっているか」については、国の緊急事態宣言や道の緊急事態措置も解除になっていることから、現段階ではレベル1と認識しております。

次に、「イ、校内で感染者が出た場合、学校が取るべき対応マニュアルは作成されていますか」についてであります。

学校では、児童生徒の生命や心身等に危害をもたらすさまざまな危険から守り、安全を確保するための「危機管理マニュアル」が作成されております。この中には、インフルエンザウイルスやノロウイルス感染症が発生した場合の対応についての記載はありますが、現段階においては、新型コロナウイルス感染症については作成しておりません。

校内に感染者が出た場合などの新型コロナウイルス感染症の対応については、文部科学省の衛生管理マニュアルを基本に各学校で対応することになっております。

なお、本マニュアルは、今後の感染状況の推移や新たな知見を反映して適宜見直されることとなっていることから、学校のマニュアルにつきましては、文部科学省が作成する対応策が確立したことを受けて必要な改正を行ってまいります。

次に、「ウ、対策を徹底しながら可能な限り通常の教育活動ができることが理想と思うが」についてであります。

学校が再開され、今後は生活リズムを整えながら、学習を進めていくこととなります。ご指摘のとおり、今後も感染リスクを可能な限り低減しながら、通常の教育活動を実施していくことが望ましいことです。児童生徒間の距離を極力保つ、換気や消毒の徹底、毎日の健康観察などを通して、リスクの低減を図りながら教育活動の平常化を進めてまいります。

次に、「エ、現状の感染症対策は」についてであります。

感染防止対策として、こまめな手洗いはじめ、マスクの着用、咳エチケット、換気や身体的距離の確保などを行うとともに、児童生徒が感染症について正しく理解し、感染のリスクを避けることができるように今後も指導してまいります。

次に、「オ、今年の夏休みはどうなりますか」についてであります。

今般の臨時休業の日数は26日間であり、この間実施できなかった学習について今後順次進めていくこととなっております。各学校では、行事の中止や精選・変更等によって、

今年度確保できる授業時数を再度集計し、教育課程の再編成を行いました。この措置を行った上でも授業時数の確保と学習内容の習熟のためには、当初予定していた夏季休業中も授業日として実施する必要があると判断し、今年度は夏季休業開始日を8月8日とし、夏季休業中の10日間を授業日とすることといたしました。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 先ほどの1回目の質問でお話し申し上げましたけれども、このウイルスの流行以来、各町村、さまざまな支援策が取られてまいりました。その中で厚岸町も飲食、サービス業、宿泊業についてはいち早い60万円の給付金を支給するという事で決定をしていただきましたし、不要不急の外出自粛や密を避けるということでは、1番影響を受けるだろうと思われる業種でございますので、当期の早期対応は十分理解いたしますし、それだけ緊急性があるのだなと感謝をしているところであります。

60万円の上限は、私はそのこと自体が決して悪いとかということではなくて、緊急性があるから一律、あれこれな条件をつけないで、1番影響があるところに支援をしようということをやった措置でありますから、十分理解はいたしております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、この飲食・サービス業については、やはり売上げ規模が違うのですよね。売上げ規模が違いますから、一律経費ということになると、やはりちょっと合理性に欠けてしまうのかなと。ただやはり、それだけ影響を受けて、これから何カ月影響を受けるのだろうということをいろいろ考えれば、逆に言うと60万円では足りないというようなことになってしまいますけれども。それはしかし限られた予算の中で効率的に利用するという事ですから、ある意味やむを得ないのだろうなどは考えております。

それで、ここの答弁書の1番最後に、ご提言をいただきました給付基準については、今後商工会や関係機関などと検討をしてまいりたいと、必要であれば考えておりますということでもありますから、私が質問して、こういう答えをいただけたらいいなと思って質問したのですが、せっかく例題を考えてきましたので、こういう考え方から、今回の質問になったということをご理解していただくために、若干申し上げたいと思います。

例えば、飲食業の例でありますけれども、例えば、分かりやすく、余り数字を大きくしないで小さい数字で分かりやすくということで、月額売上高30万円、それからもう1店は月額売上高60万円。ちょうど倍ですね。その2店の比較であります。売上総利益率、いわゆるこれが一般に粗利益と言っているものでありますけれども、66%で計算した例であります。純粋なスナックだと、もう少し粗利益はあるのではないかと思います。ただ同じ飲食業でも麺類とご飯類も扱っている、その比率で粗利益はちょっと変わってきます。ご飯のものが多ければ率が下がりますし、麺類の売上げ割合が多いと粗利益は上がります。そんなこともありますから、一つ一つ計算できませんので、一応66%で粗利益を計算してまいりました。

今回の売上げ30%でいうと、通常30万円の売上げのところは3割減りますから9万円減って21万円になります。そのことで売上原価を差し引きますと、粗利益は6万1,400円減少します。月ですね。そして60万円の店は当然、同じ粗利益で計算していますから、

その倍の12万2,800円減になります。

それで、今回のように60万円を一律支給するということになるのと、売上げ30万円のお店にも60万円ということになりますから、粗利益減少分の約10カ月近いことになります。60万円という。60万円のお店は12万2,800円の1カ月粗利益額が減少ですから、約5カ月分の補填になるのです。そうすると、そこで売上げの少ないところは10カ月補填になった。売上げの倍の多いところは5カ月分だという差が、金額としては60万円は全く同額なのですけれども、そういう差が出てくる。そのことが果たして、60万円、30万円のところで60万円のところはいいのですけれども、100%もらったところは全部満足する制度というのはなかなかできないと思いますけれども、そういう計算を単純にすると、そういう計算にもなりますから、今後また第2弾というものが、時期が、そういうことになるのだったら、また関係者都検討しますということでありますから、そういうこともございますので。また、万が一そのことがなければそれに越したことはないのですが。また支援ということになれば、そのことも頭に入れてご対応いただきたい。

それから、答弁書のその後に、その前に、今回やられた生活関連事業者への売上げ減少の要件を付けなくて10万円ということ。これもさっき言った飲食業の売上げが違いますから、さっき言ったように、5カ月分保障するのだということになると、30万円の飲食店の売上げは30万円です。支援額が。だから上限は60万円にすればいいのです。そうすると、60万円の売上げの店は12万2,000円ですから、約60万円だと5カ月分くらい対象になりますから。それは60万円いってしまうのですけれども、もう一つの30万円のところはその半分で済みますから。ですから、必ずしも売上げを30%減少したという条件を付けなくても広く行きわたることになりますので、そういう場面が来ないことは祈っておりますけれども、もし来た場合にはそういうことでお願いをいたしたいと思います。

ただ、今回提案をいただきました生活関連事業者、それから水産物の関係、それらについては、飲食サービス業とは事業規模、売上げが違いますから、これはその粗利益でやっていると月何百万円とか何千万円とかになりますから、これやはり予算の限られた範囲でということになると一律何十万円、100万円とか50万円という支援が、これは私は妥当ではないのかなとは考えております。

そんなことで、ご対応今後なければ1番いいのですけれども、もしありましたら、そういうことで、商業サービス業についてはそんなことも頭に入れながらよろしく願いをいたしたいと思います。

課長、何か話してくれますか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今いろいろな、これからの対策についてのお話を承りました。ありがとうございます。参考にして、今後とも対策を講じてまいりたいと、そのように思うわけですが、今回の場合、コロナが発生して以来、厚岸の経済、ご承知のとおり、大変だったわけであります。

そういう中で、商工会から強い要請がございました。私は、その切実な要望に応えるためにはどうしたらいいだろうということも頭にあったわけでありまして。当時は目に見えて大変でございました。そこでざっくばらんにお話しいたします。一律でなく、法人と個人事業者と差をつけたらどうだと。これは国のほうもやっておるわけでありまして。しかし、厚岸町の場合は、大体法人も個人事業者も経営上同じ内容なのです。そういうこともありまして、それではもう一律に給付しよう。1件でも倒産、廃業が出たら困るという私の考えもありました。何とか厚岸の経済を守りたいということで、速やかにまず対応することが何よりも優先されるべきと考えたわけでありまして。そういうことで実施をさせていただいたところでございます。

お陰さまで今のところ、倒産をしたとか廃業したとか、そういう声が聞かれないことは大変よかったな、そのようにも考えております。今後とも、今、佐藤議員からお話しがありましたとおり、第2波、第3波、もう終息が見えない今日の状況でありますので、今後そういう状況になった場合どうすべきか。冒頭に申し上げましたけれども、参考にすると同時に、また関係者ともいろいろと相談をしながら、その経済対策をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 ありがとうございます。

次に、これも先ほど申し上げましたとおり、新年度に入って2カ月余りの休校が続きました。小学校についても5月25日の月曜日から登校が始まりましたけれども、ワクチンとか治療薬の開発が急がれる中で、保護者の心配というのは、学校にいても家庭にいてもそうですけれども、心配は尽きないのではないのかなと思います。児童生徒を正しく指導するといっても、我がひ孫も1年生に上がったのです。返事はいいのです、これが。何か言うと、はい、はいって返事はいいのだけれども、行動が伴わないのだ、それがなかなか。それで心配しているのですけれども。1年生に限らず、それぞれの学年でももちろん影響が出ますし、春には進学を迎える学年は、またこれも違う意味でまた学習の遅れといえますか、これも心配があるのだらうと思います。

それで、近所に男の子なのですけれども、お姉ちゃんが3年生か4年生の兄弟でいる家庭で、下が1年生に上がったのです。そして今回、休校が続いたのでプリントといえますか、学校からプリント、普通に言えば宿題みたいな、それが来るのです。毎日。それで、その親が見て、お姉ちゃんの時より、何と言うのか、プリント、宿題を見ると、何か進み具合が早いというのか、例えばあいうえお、かきくけこで濁点だとか使わないようなやつが、何か随分、ちょこちょこっとひらがな覚えてたら、今度はが、ばになってみたり、びが、びになってみたりという、何か進み具合が早いような気がすると言われたのだけれども。自分のときのこととは全く覚えていないですし、年齢的に、子どもときのこととも覚えていないのだけれども。そんなことで、授業が遅れたことによって進み具合というか、それが早くなって、脱落する子という言葉が悪いのかもしれないけれども、そんな心配がないのかなというようにも思っておりますけれども、その辺は、何かこの1回目の質問で言ったとおり、日本のカリキュラムというのはもうきつ

ちりしっかりしているものですから、それに則ってこういかなければならないということになると、早く進んでいったり、あるいは詰め込みといいますか、そんなようなことの心配がないのかどうか、その辺はいかがなのでしょう。

●議長（堀議員） 指導室長。

●指導室長（廣瀬室長） それではお答えいたします。

まず、小学校1年生だけではなく、学校全体についてお話ししますと、6月の学校再開から順次学習を進めていくということになっております。今後、そちらについては例年とはちょっと時期がずれたりするとは思いますが、随時学習を進めていくということで対応を考えております。

臨時休業期間中に何もしないで過ごすということが、やはり学校としては心配になりますので、家で学習を進められるように工夫してプリント等を配付しておりました。春休み期間中については、主に当該学年、前年度の学習内容の復習のプリントを中心に出示していましたが、4月から入りました臨時休業期間中については、新しい学習内容も自分で進められるように工夫したプリントを学校ごとに作成し、配付をしていました。小学校1年生でいいますと、学校が始まって2週間ですから、家でできることとなると文字の練習等になるために、少し先取りをした形に見えたかもしれませんが、学校が再開したら新たに指導をまた行いながら習熟を図っていくということになっています。

このことから、学習のスピードは急激に速くなるというようなことは考えておりません。小学校1年生はひらがな50文字、かたかな50文字、漢字80文字、全部で180文字を新たに習得することになっています。これを期間を縮めて、たくさん扱ったからすぐ覚えるとか、そういうことは難しいわけです。ですから、じっくり時間をかけて家で練習をして、添削をされた者を持ち帰るといったようなことを繰り返し行っていくことが必要になります。算数科も同じように経験が必要であったり、実際の操作が必要になってくる教科ですから、そういった部分を大切にしながら学習を進めていくこととしております。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 それで、感染対策でありますけれども、いろいろ答弁で書かれておりました。きちんとやりますということで。ただ、マニュアルができていたからいいというものではないのですけれども、それらに予測されない事態だとかも起きるだろうし、それは臨機応変にやっていなければならぬと。できる限りの対策はやっていくということになるのだろうと思います。

それで、仮に、仮にばかり言うので申し訳ないですけれども、仮に児童生徒あるいは学校関係者から感染者が出た場合、その場合は、インフルエンザなどでは学級閉鎖とか、そういうのはよく聞くのですけれども、このコロナの関係で、もし児童生徒あるいは学校関係者にそういう感染者が出た場合の対応はどうなりますか。

●議長（堀議員） 管理課長。

- 管理課長（真里谷課長） お答えいたします。

まず学校に感染者が出た場合どうするのかということでございます。このマニュアルによりますと、まず感染者が出た場合は、先ほど1回目で答弁しましたマニュアルのレベル3に分けて、身体的な距離などの行動を示しているということでお話しされました。このマニュアルに沿って、まず1番目が児童生徒や教職員の感染が判明した場合は、医療機関から本人や保護者から感染が判明した旨の連絡がされることとなります。感染した本人への行動履歴のヒアリングは釧路保健所が行うこととなります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定のために調査を行う場合は、学校や教育委員会も協力することとなります。

2点目として、感染者や濃厚接触者の出席停止でございます。各学校におきまして、当該児童生徒に対して、学校保健衛生法第19条に基づきまして、出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対しては、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間となるところであります。なお、感染者、濃厚接触者が教職員である場合は病気休暇の取得や在宅勤務、職専免により出席させない扱いとなります。

3点目として、学校内の消毒ということで、当該感染者が活動した範囲の物品等を消毒をすることになっております。

- 議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

- 佐藤議員 これは6月1日に北九州市の小学校でクラスターが発生しました。そのときは休校なのです。ニュースを見ていると。今、管理課長が言ったのは、マニュアルに従って対応しますけれども、例えば感染者あるいはその濃厚接触者は出席停止、学校内での消毒。学校内の消毒なんていうのは、感染者が出なくなつてやっているわけでしょう。

だから、そういう休校とかということには全然考えなくていいのですか。頭なくて。インフルエンザだって学級閉鎖だったのですよね。過去に。だから、そのインフルエンザより、要するに対応が緩いというのか。そういうことで、インフルエンザはワクチンでも治療薬でもある段階でも学級閉鎖までしているわけですから、それでこのコロナの関係で感染者や濃厚接触者だけ出席停止だとか、そういうことでいいのでしょうか。よく分からないのだけれども、分からないから聞いているのだけれども。その程度の認識でいいのですか。駄目ですか。

- 議長（堀議員） 管理課長。

- 管理課長（真里谷課長） 臨時休校の判断ということでも、別にマニュアルに記載されております。まず、学校で感染者が発生した場合の臨時休校ということで、児童生徒や教職員の感染が確認された場合、学校の設置者、いわゆる教育委員会で濃厚接触者が保健所より特定されるまでの間、学校を臨時休校とします。

それ以外として、臨時休校の判断ということで、法による知事の要請に基づく臨時休校。それから、特措法に基づかない臨時休校の協力要請。町の感染対策本部より、本部

長である町長から教育委員会に対して特措法第36条の規定により、町長の実施する緊急事態措置に係る臨時休校の措置。上記、今言いました三つの条件、いずれの場合も教育委員会は地域や児童生徒の生活圏における蔓延状況を把握して、児童生徒の学ぶの保障を考慮しつつ、臨時休校の必要性について、町長と協議をするという内容になっておるところでございます。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 最初から言ってくればいいでしょう。だから、児童生徒だけでなく、学校関係者にも感染者が出た場合どうなりますかと言ったら、今の答え言ってくれば2回も手挙げなくでも済んだ。

それで、ちょっと前に戻りますけれども、いろいろメモしたら順番間違っちゃって、せっかく資料をいただいているのです。それで、そのことを質問しないと、資料を請求して何だと後から怒られても困りますので。

それで、令和2年第2回定例会要求資料ということで、これ観光商工課からつくっていただきました。それで、まず中小企業者緊急融資制度。緊急融資の状況なのですが、利用希望、融資申込、融資実行、それから合計幾ら、この合計というのは希望者も含めて合計なのです。そういう意味ですよ。だから融資申込で融資実行された金額も全部入っているのです。それで、融資申込が11件で、融資実行が42件って、これどう読んだらいいのでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） まずもちまして、表の1の中小企業者緊急資金融資の状況でありますけれども、今おっしゃっていただきましたとおり、利用希望については、現在相談を受けているといった状況になります。また、融資申込というのは既に申込書を提出いただいている段階でございます。また、融資実行については既に融資が実行されているという件数になりますけれども、このトータルの中で11件、それぞれ資金の関係につきましては、金額大小ございますので、合わせた金額といった状況になっております。

この内訳としましては、それぞれ融資希望の中で1,000万円を上限とした中で、それぞれの状況がございますので、今利用希望については19件で、トータル1億4,500万円という数字になっておりますし、融資申込についても、現在11件を合わせた中で8,100万円の希望となっておりますし、融資実行済みについては、既に42件、3億6,100万円が実行されているということで、現在6億円の融資枠におきましては、72件で、既に5億8,160万円まで達している状況になっているといった表になります。

なお、補足としまして、利用申込実行の融資金額別、6月12日段階でございますけれども、全体の金額50万円から1,000万円までの融資の希望、実行等がありますが、そのうち、やはり1,000万円と、やはり終息等が見えない状況の中で、最大限の中で、全体72件のうち49件の利用希望、融資申込、融資実行となっている状況にありまして、全体の68

%を1,000万円の枠が占めているといった状況でございます。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 そうしたら、利用希望19件、1億4,050万円、これは利用希望だけでも、申し込みも出ていないということですか。希望はあるのだけでも。そして、融資申込は11件あって申し込んだけれども、保証協会の保証金の承諾がなくて、まだ実行されていないということなのか。それとも、どう見ればいいのですか。それとも、融資申込はしたのだけでも、金融機関から、これ金融ですから、返してもらわなくてはならないわけですから、だから申し込みをしたのだけでも、ちょっと佐藤商店は申し込み金額を融資することはできませんという、跳ねられた件数なのか。その辺はどうなのですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 説明不足で申し訳ございません。今、ご質問者おっしゃっていただきましたとおり、利用希望については、あくまでも今金融機関のほうに、いつ頃、この金額についてお借りしたいといったご相談があるといったことを含めた利用希望でございます。また、融資申込については、既に申請書を上げていただきまして、今、保証協会の審査を受けている状況のものでございます。なお、実行については、もう既に融資実行されているものでございます。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 それから2番目の緊急支援給付金、1番最初にやられた。宿泊業については6件の想定で、申請済み6件、実行済み6件ということで、これは終わっていますよね。飲食店についても、総体の件数、想定ですから総体の件数だと思いますけれども、54件で申請済みが38件、申請済みですから、当然38件が実行されています。その残りの16件は申し込みがないのか、対象でないから申し込みされないのか。あるいは54件想定した中で廃業されていて、その54件から想定の子数が減ったのか。その辺はどうなるのでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） この緊急支援給付金の状況でございますけれども、本年1月から12月までの間におきまして、売上額が30%減少した状況のものに対しまして、一律60万円を支給させていただくといったものでございます。ただし、現在30%に至らない部分についても、先ほど町長のご答弁がありまして、他の制度と合わせた中で、30%の減少率に要件に満たない場合においても10万円を支給できるように改正をさせていただいているところでございます。

現状の中で残り16件、想定件数で、あくまでも想定件数でございますけれども、現在、30

%に至っていない状況にあるといったことで、我々考えているところでございます。現在のところ、指折り数えながら、町の中のお店等、整理させていただきまして、台帳等を整備しておりますけれども、あくまでも12月までの状況で、まだそこまで至っていない、さらには今回改正しました10万円に対しての申請がまだ上がってきていないと、そういう状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 最後に。6番、佐藤議員。

●佐藤議員 それで、せっきくの質問の機会ですから、分かったら教えてください、課長。国の持続化給付金、50%減で法人200万円、個人100万円と。100万円、50万円か。200万円、100万円か。200万円、100万円。これ、町内の企業で持続化給付金、これも5月で打ち切られたわけではない、ですからまだ続きますけれども、これ今まで申請された企業は町内にあるのでしょうか。もちろん名前はいりませんけれども、件数で分かれば。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 大変申し訳ございませんが、申請関係につきましても、商工会におきましても、いろいろとこの持続化給付金の関係につきまして、相談の窓口になっていただいて、直接ご指導のもと申請を、既に20件程度上げていると、申請をしているということも伺っておりますし、漁業者におきましても、漁業協同組合のほうで、この持続化給付金の関係について、売上額が減少しているところについては申請をされているといったことをお伺いしております。

全体の数字は押さえきれませんが、今回、厚岸町商工会におきましても、持続化給付金、法人200万円、個人100万円、先ほど申し上げていただいたとおり、売上額が50%減少といった中で、この申請サポートをしておりますキャラバン隊が今回商工会のほうで申し込みをしまして、7月10日から20日までの間の中で、準備期間等もありますので、実質1週間の中で、厚岸町内に、今は生活改善センターのほうで1日20件程度の申請を受け付けてサポートするといったことも厚岸町内で実施できるという情報も得ているところでございます。

そういった中で、現在のところは釧路市、根室市にしか申請窓口がございませんので、こういった厚岸町での開催におきましては、事業者の皆様にはIP、防災無線、さらに新聞折込等も活用しながら周知を図って、50%減少している事業者におかれましては、ぜひこの機会に申請をいただくような対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 そのお願いを最後にしようと思ったのです。実は釧路振興局で受け付けているの、あれ予約なのですよ。予約して、そしてその予約時間に行って、ですからその予約もつながらないとか、わざわざ釧路まで行ったりしなくてはならないわけですから。

それで全国2,200の商工会商工会議所でオンライン申請代行できますということになったものですから。そのことで町のほうも、観光課はそれはしないのだろうけれども、商工業者については、商工会で対象になる企業についてはオンライン申請を代行できますから、ご相談くださいとかというようなものも入れてやってください。入れてやってくださいというのは流してやってください。その期間があるのであれば、その期間を入れて周知してやれば、何か個人でやると大変、書類が難しいとかいって、5月1日から申請で、5月1日に申請したやつが書類不備だということで、まだ書類も完成していない、振り込みもなされていないなんていうニュースがしょっちゅう流れてきますから、都市部のほうでは。商工会のほうでできますということをしちんと防災無線なり何なりでお知らせしてください。いいですね。答弁いいです。してください。それではお願いします。

●議長(堀議員) いいですか。

●佐藤議員 終わります。

●議長(堀議員) 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。
本会議を休憩します。

午後4時34分休憩

午後4時35分再開

●議長(堀議員) 本会議を再開します。

ここで会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は7番、杉田議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

次に、7番、杉田議員の一般質問を行います。

7番、杉田議員。

●杉田議員 冒頭、私からもコロナウイルス禍について、関係して、ちょっと一言だけ述べることをお許してください。5番、南谷議員、6番、佐藤議員からも今しがた質問されておりましたが、特に私からも子どもたちの、翔洋高校含めて、高校生含めて、高体連、中体連等、各種大会、イベント、イベントといいますか大会等、文化系活動も含めて中止になっているものが大変多いかと思えます。ぜひ、それに変わるような授業といいますか、ご検討いただければと思えます。

また、それまでの努力が報われる、評価されるような、報われるようなものをご検討いただければと思えます。

さて、2件につきまして、事前に通告のとおり質問させていただきます。

はじめに1番、町内土地・建物の売買及び使用目的に関する規制等についてというこ

とで、(1) 土地・建物の売買及び使用目的に関する規制にはどのようなものがあるか。以下の観点から、町内における例を挙げてお示してください。

ア、第一次産業の保護の観点からの規制。

イ、自然環境・景観の保全の観点からの規制。

ウ、地下資源・水源の保全の観点からの規制。

(2) 近年、北海道内においても、外国資本による土地・建物の買収が急増しております。

アとして、現在、厚岸町内において、外国籍の者または外国資本が関係する土地・建物はありますか。

イといたしまして、外国籍の者または外国資本による土地・建物の購入及び使用目的に関する規制はありますか。

(3) といたしまして、町内に所有者不明の土地または登記簿上と実態が異なる土地・建物はありますか。また、把握できているか。それについては、どのように対応しているかということをございます。

二つ目に、「コンパクトなまちづくり」についてお伺いいたします。

(1) 厚岸町都市計画マスタープランでは、「コンパクトなまちづくり」についての検討を進める旨を示されておりますが、現在の検討の状況をお示してください。

アといたしまして、立地適正化計画の必要性についてはどのように判断しているのか。

イといたしまして、人口減少に伴い、「コンパクトなまちづくり」の構想は、効率的な行政サービスと、持続的な町の発展のために重要な指針の一つであると考えております。今後、どのような対応を取られるのか、お示し、お答えいただければと思います。

以上、よろしくお願いたします。

●議長（堀議員）町長。

●町長（若狭町長） 7番、杉田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「土地・建物の売買及び使用目的に関する規制等について」のうち、(1)の「土地・建物の売買及び使用目的に関する規制にはどのようなものがあるか」についてであります。土地取引については、土地基本法の基本理念に基づき、国土利用計画法によって定められております。

また、国土利用計画法により策定する国土利用計画を基本として、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域については、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、個別の法律について、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、個別の法律により土地利用の規制に関する措置及びその他の措置が講じられています。

はじめに、アの「第一次産業保護の観点からの規制」としては、「農地法」や「森林法」による土地取引の規制制度や「農業振興地域の整備に関する法律」による開発行為の規制制度などがあります。

例を申し上げますと、農地の所有権を移転する場合などは、農業委員会の許可を受ける必要があります。農地を購入できるのは、農業者や農地所有適格法人であります。

また、地域森林計画の対象となっている森林を取得した場合には、新たな所有者が所

有者となった日から90日以内に、町長に対して、森林の土地の所有者の届出をする必要があります。

次に、イの「自然環境・景観の保全の観点からの規制」としては、「森林法」、「北海道立自然公園条例」、「北海道自然環境等保全条例」などによる開発行為の規制制度や「北海道景観条例」による届出制度などがあります。

例を申し上げますと、町内の地域森林計画の対象となっている民有地においては、1ヘクタール以上の開発行為をしようとする場合、さらには、保安林内において、立木を伐採したり、土地の形質を変更する行為などを行おうとする場合には、知事の許可が必要となります。

「厚岸道立自然公園」の指定区域については、一定の規模を超える建築物を新築する場合や鉱物、土石の採取等の特定の開発行為について、「特別地域」については知事の許可が、「普通地域」については知事への事前の届出が必要となります。

また、「北海道景観条例」により、町内で一定規模以上の建築物や工作物を新築するときなどについても、知事への事前の届出が必要となります。

次に、ウの「地下資源・水源の保全の観点からの規制」としては、「北海道水資源の保全移管する条例」による土地取引にかかわる届出制度があります。

町は、良質な水道水源環境の維持を目的に、北海道へ水資源保全地域の指定の届出を行い、平成26年度から平成30年度までに、5地区の水道水源の周辺、約2,150ヘクタールの指定を行っております。

指定をかけた地域については、指定区域内に土地を所有している者が、その土地の権利を移そうとするときは、契約締結の3カ月前までに、北海道知事への届出が必要となります。

次に、(2)、アの「現在、厚岸町内において、外国籍の者または外国資本が関係する土地・建物はあるか」についてであります。町が保有する情報では、土地・建物についての国籍または外国資本の有無について把握することは困難であります。他に公表されているものでは、林野庁の「外国資本による森林買収に関する調査の結果」や北海道の「外国資本等による森林取得状況」があります。

これによりますと、令和元年12月末現在では、厚岸町内での居住地が海外にある外国人または外国人と思われる者及び外国資本等による森林買収の事例はありません。

次に、イの「外国籍の者または外国資本による土地・建物の購入及び使用目的に関する規制はあるか」についてであります。現行の日本の法律においては、規制措置が講じられている法律はありません。

次に、(3)の「町内に所有者不明の土地または登記簿上と実態が異なる土地・建物はあるか、または把握できているか。それについてはどのように対応しているか」についてであります。所有者が死亡しても相続登記がされていない場合、法人が解散しても手続がされずに放置されている場合など、相当数あるものと思われませんが、全てについては把握はできておらず、固定資産税の課税上必要がある場合については、必要な事項について個別に対応しております。

続いて2点目の「コンパクトなまちづくりについて」のうち、(1)、アの「立地適正化計画の必要性についてどのように判断しているか」についてであります。立地適正化

計画については、市町村が都市全体の観点から作成する居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画であり、市町村が作成するマスタープランの一部と位置づけるものであります。

居住機能や都市機能を誘導する「コンパクトシティ」を形成する上で、重要な計画であると認識しています。

次に、この「人口減少に伴い、コンパクトなまちづくりの構想は、効率的な行政サービスと、持続的な町の発展のために重要な指針の一つである」と考える。今後、どのような対応を行うのか」についてであります。また、「コンパクトなまちづくり」は住居や医療・福祉、さらには公共交通等の機能を包括的に考慮する必要があります。

地区それぞれの特徴を活かした地域づくりや生活サービス拠点までの公共交通の充実化、空き家や空き地利用した生活拠点の市街地誘導など、長期的な展望に立ち、人口の推移やインフラ整備、土地利用と公共交通網施策が一体となった施策の転換が必要となります。

厚岸町における現状は、一次産業の拠点や商業地域、公共施設等のさまざまな拠点が点在していることから、現時点において全ての産業やサービス機能を中心市街地へ集約することは、大変難しい課題であります。

今後は、人口減少や少子高齢化を考慮するとともに、既存の都市基盤の有効活用と現在の機能を維持しながら、持続的な住民サービスを提供し、安全・安心で、誰もが心豊かに住み続けられる厚岸町を目指し、上位計画でもある第6期厚岸町総合計画との整合性を図るとともに、北海道や関係機関と連携を図りながら、将来の厚岸町の「まちづくり」のために慎重に検討してまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

はじめに、1番の(1)土地・建物についての各規制についてでございますが、今お答えいただきました中で、ほとんど届出制ということなのですが、これ実際に、例えばその規制に対して違反している、違反していないといったような、実際の調査というのはなされているのでしょうか。国にしても、道にしても、町にしても。どのような、単に届出だけで許可していますという話なののでしょうか。ちょっと教えてください。

済みません。特に一次産業でお答えいただければと考えまして、お答えいただければと思うのですが。

●議長（堀議員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（堀部局長） お答えいたします。

外国法人等による農地取得に関する調査ということで、今年の5月8日、農林水産省から調査を行っているところであります。その調査結果であります。3都府県において2社、外国法人2社が取得しているという状況になっております。

ただし、違反という結果ではないという調査結果になっております。
町内にはありません。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えをさせていただきます。

北海道自然環境等保護条例等に基づきまして、町内のほうには北海道の委託を受けた巡視員の方がいらっしゃいます。その方によりまして、毎月巡視をしていただいているというような状況であります。特に違反があったというような報告は受けておりません。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 定期的にそういう巡回、巡視等で規制を守られているのだと思います。ほかのものに関しても、そういう形でいらっしゃるのかと思います。それは間違いなく町のほうには随時、定期的に伝えられているということです。はい。

続きまして、例えばそれに関しては、町独自では特に調査、監視というものは行われているのでしょうか。随時、定期的にも。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後4時54分休憩

午後4時54分再開

●議長（堀議員） 再開します
杉田議員。

●杉田議員 特に今、僕が何を聞かんとするか、一次産業の主体の町ですから、一次産業の保護の意味で、自然環境破壊ですとか、そういったこと行われているか、行われていないかということの特に僕、主眼として聞きたいところなのですけれどももけれども。そういった先を言ってしまうと、例えばドローンですとか、定期的な監視、管理とかで調査していかれてはどうですかということを経最終的には申し上げたいと思っています。ですから、町独自では調査というものはされていないということによろしいですか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

土地の取引の関係とはちょっと異なりますけれども、環境のほうから言いますと、公害環境監視員おりますので、町には2名の監視員がおりまして、定期的に公害の防止の

監視、さらには廃棄物の不法投棄の監視は行っております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

要するに、定期的な実態の届出だけで、はいオッケーですよという済ませ方はしていませんよねという確認だけですので、その定期的な監視というものをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、イの自然環境景観保全からの観点ですけれども、大変この厚岸町という町は景観、自然環境といったもの大変優れた町であると思ひます。私たち住民にすれば当たり前のような景観であるとか、例えば単なる沿道であっても、旅行者ですとか通行、ただ通過するだけの方にとっても、大変この町の思いでの1ページといひますか、大変貴重な景観でございます。

そういったその町の景観、沿道の景観というものをぜひ、この町の一つの財産であるという認識であるべきだと思ひのですが、その辺についてはいかが認識されていひますでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えいたします。

厚岸の傑出した自然環境、自然景観等はすばらしいものがあるという認識を持っておるわけでありひます。それを今後どう生かし、守っていくかということが大事であろうと、そのように考えまひます。

特に、これからご承知のとおり、国定公園化、今運動し、何とか目処がついていひると、現在でありひますので、なお一層、そういう景観等については守り、そしてまた継続していくということを町民に対してもアピールすべきことであろうと、そのように考えまひます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

単純にぱっと見た景色だけでも、一つの町の財産であるという認識をぜひ持っていただきたいと思ひます。なので、ぜひ単に所有する、しないの話ではなくて、町全体の景観として財産であるという認識をお持ちいただければと思ひます。

その点で細かい話になるのですが、例えば沿道の建造物ですとか、電柱1本にしても、そういったものに関する配色の規制であるとか、構造、形状の規制であるとかといったものはあるのでしょうか。もちろん、都市計画区域外の地域の話になってくると思ひひますけれども。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 私のほうからお答えさせていただきます。

ただいまのご質問ですが、町長からのご答弁にもありましたとおり、町内での一定規模の建築物や工作物を新たに作るについては、北海道知事への届出が必要となります。その届出の範囲でございますけれども、建物であれば高さ13メートルまたは延べ面積が2,000平方メートル以上、これらが北海道知事への届出の規模になります。そのほか、さらに細かいさまざまな工作物への規制等もございますけれども、大まかに言うと、今言ったような内容になってございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

細かい話なので恐縮なのですが、例えば国道沿いの電柱1本でも、例えば茶色、緑、自然色を使われたような町もあるようです。規制なのか、何でしょう、統一性なのか、分かりませんが、そういった単純に沿道の景観でも配慮、今後いただけるような検討をしていただければと思います。

次に、ウの水道の水源の部分に、地下資源、水源の部分に進めてまいりたいと思います。特に水源に関しては、社会インフラといいますか、生活インフラの中では重要な一つだと思いますけれども、水源に関しては、ごめんなさい、何か新たな水源を調査されるというようなことを総合計画のほうにも記されているのですけれども、計画として、調査を進めていく旨を記載されているのですけれども、どのように進められるでしょうか。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

6期の総合計画のほうで記載のとおり、昨年、水源の、今、河川水源を活用して水道を利用しているのですが、今後、この先、将来、人口減少や給水の原価を下げるような方策を考えるにしても、今の川水源を使っていることによる薬品処理というのがかかりますので、多額の費用がかかっております。

そうした観点から、現状の水源を別な水源に移そうとしたときに、どのような箇所が選定できますかということで、昨年、実は可能性調査として、町場、役場を中心に大別の町営牧場付近に可能性として北西方向に10キロの地点で水源の水脈となる可能性として、ここに地下水源はあるのではないかと。あともう一つ、厚岸標茶線沿いになりますが、町の役場中心に約12キロの地点にも豊富な水源が可能性として考えられるのではないかと。あともう1点が標茶方向に、ちょっと遠いのですが、今大別地区の地下水源を活用しているセタニウシ地区というところなのですが、ここが町場から約15キロの地点に水源の可能性として、豊富な地下水源があるのではないかとというような電気探査による調査を行いまして、可能性としては確認しております。

ただし、今後ボーリング調査と水質調査を行わなければ活用できるか、できないかというのは確認できませんので、今後、その将来の向かって検討してまいりたいと考えて

おります。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

厚岸の浄化技術というものは大変高いものがあると伺っております。また、裏を返して言うと、原水がいかにかいいのか悪いのかで言うと、それだけの薬品を使わなければならないという状況なのかなと察します。ですので、新たな原水、良質な原水というものを常に探していただければと、今後よろしく願いいたします。

ちょっと後半に、広い範囲にわたってしまいましたので、この辺にさせていただきたいと思いますが、いずれにしても一次産業、自然環境の保護の観点で、大変環境、土地・建物、土地の管理について規制されていることはされているのでしようけれども、その管理、調査、監視というものを継続して行っていただきたいという思いで質問させていただきました。よろしく願いいたします。

次に、外国人の関係でございますが、近年、北海道各地においても、特に道央方面において、外国人の土地所有というものが進められているように聞いております。ある町では、大変広い敷地の面積を外国人専用の施設として購入され、日本人が入れないというような施設もできてしまっているようです。

私は、この外国人が国内の土地を所有するということに大変不安を感じておりますし、警戒を感じております。ちょっと言い方が物騒なのかもしれませんが、土地を外国人の所有にするということは、武器を使わない侵略だと言われる方もいらっしゃいます。これ、現実になんな大げさなこと、言い方しなくてもいいではないと言われるかもしれませんが、現実にはそうです。お金さえ払えば日本の土地が買ってしまうわけです。今の現状でそういう制度になっているわけで、大変僕は危惧しております。

これ、特に特別な外国人が土地を購入する際に、日本の土地を購入する際に、特別な手続というものは別に必要なのでしょうか。まず、そこからお聞かせいただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 現時点において、今、杉田議員言われたとおり、そういった意味で相当に危惧をされていると。いろいろなネット情報、さらには著書等でもそういったことが言われているのはございます。今、現時点において、日本の土地を外国人が買うことについての規制は全くないと認識しております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

私もそのように認識しておりまして、政府の動きとしては、今年の6月中にその対応の見通しといいますか、目処といいますか、立てて、来年度にはそういった対応をされ

る法律を、法律なのか政令なのかを成立させるような流れになっているとは聞いてはいるのですが、いずれにしても国の対応というのは、自衛隊の周辺ですとか、水源に関してだけのだと思っております。その政令の規制する範囲というものが。外国人に対して。先ほどのところで言ったような白地域に関して、やはりそういった、ほかの部分に関しては、国では恐らくなのですが、適用外のままでいってしまうのかなと私は危惧しております。白地地域ですね、特に。そういった不安感とか警戒感というものを、持つてはいただいていると思うのですが、なすすべないのかなと思っています。例えば、厚岸町独自で条例等を制定するとかといったことはできるのでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） このたび、杉田議員からのご質問を受けて、私どものほうでもいろいろと調べさせていただきましたし、いろいろと勉強もさせていただきましたけれども、とりあえず、日本には外国人土地法というのが、相当古い法律、大正時代だったかと思っておりますけれども、その中では、その外国法人が属する国が制限している内容と同様の制限を政令によってかけることができる。さらには国防上必要な地区においては、政令によって外国人、外国法人の土地に関する権利の取得を禁止または条件もしくは制限をつけることができる。いずれも政令によってということのようでございますけれども、その政令が全く制定がされていない。ですから、外国人土地法については法律は歩けれども、全くそれによつての規制はかけられていないと思っております。

さらには土地利用基本法の改正もこのたび行われているようでありますし、さら表題部の登記及び管理の適正化に関する法律というものも定められていて、これは私ども、市町村の職員ができるものではございませんが、当機関に与えられた権利と私どもとしては考えておりますけれども、そういった中で、少しずつそういった不明な土地、不明な取引等についての調査権限が、少しずつですけれども変わってきているのかなと思います。

また、私どもも調べていった中で、そういったことを危惧する国会議員の方々もいるようでございます。いずれにしても、そういった危惧が今言われている中で、厚岸町のそういった、もし自然が、土地の取引がされて、外国人の方々に買われて自由に使われてしまうということもなくなはないと思っておりますので、まずは国の中でそういった取引の規制をかけていただくことを願うばかりということしか、ちょっとご答弁できませんけれども、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

私も同感でございます。調査権限といいますか、実際にその把握することができないということで、知らないうちに外国に、外国人という言い方おかしいのですけれども、知らないうちに知らない外国人に土地を囲われて、厚岸町全部囲われていましたなんてことが実際にあり得る、極端な言い方ですけれども、あり得るわけで、そういった不安

感を持っていただきたいと言いますか、警戒感と言いますか、そうなってしまったらどう思いますということを、まずそれぞれ認識いただければと思います。今後、国の政令、制定というものをちょっと注視していただきたいと思います。

今、所在者不明の土地ということに関してもお答えいただきましたので、よろしくお願いたします。町道設定ですとか避難所の設定の場面で、この場所を使いたいけれども、所有者が分からないやという場合が起こりかねないものですから、少しずつで結構ですから関係者に確認を取りながら、そういった所在者不明の土地、登記簿と実態が異なる不実の登記といったものを少しずつで結構ですから減らしていただければと思います。

次に、2番の厚岸町都市計画マスタープランのコンパクトなまちづくりについて、お伺いたします。

まず、コンパクトなまちづくりについて、その構想の経緯と言いますか、目的といったものを改めて手短にご説明いただければと思うのですが。概略を。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部建設課長） お答えいたします。

ご質問にありますとおり、コンパクトなまちづくりにつきましては、厚岸町都市計画マスタープラン計画の進行管理という中に、検討するということが記載されておりますが、このコンパクトなまちづくりにおきましては、都市における人口の急激な減少と高齢化を背景として安心して健康で快適な生活環境を実現すること、さらには財政面、経済面において、継続的な都市経営を可能とすることが昨今課題となっております。都市再生特別措置法が平成26年に改正されたことに伴いまして、都市機能全体の観点から、これは医療・福祉・行政サービス等含めた全てのことを指しますけれども、それらを立地適正化計画という制度そのものが制度化されまして、それによるコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進している。

これが国の考えの一つでありまして、それを受けまして、北海道では市町村都市計画マスタープランの上位計画であります都市計画区域の整備開発及び保全の方針というものを北海道が作成します。その中でコンパクトなまちづくりが厚岸町の課題であるということが記載されております。その基本方針をもとに、我々といたしましても、コンパクトなまちづくりに向けて検討してまいるといったような内容で、都市計画マスタープランを作成しているといったような経緯になります。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

私、今課長もおっしゃられたとおり、この町の地勢と言いますか形状、町の形というものが厚岸大橋を挟んで二つに、二つにという言い方おかしいですね、なかなか一つに集約する、中心部一つに集約するということは大変難しい地勢、形状なのかなとは思っております。

ただ、このコンパクトなまちづくり、立地適正化計画というものの主眼といいますか、目的の中には、いろいろな面からそれぞれの拠点に対して分散型拠点というのですか、を構想しているものだと思うのです。単純に、物理的に一つにまとめてしまえという話ではなくて、その交通にしても、上下水道、インフラにしても、もろもろのインフラにしても、その拠点、拠点の一つにまとめて、集約して、効率化を図るといような考え方かと思います。

また、一応僕、厚岸町に大事な視点だと思っているのは、今、担当課長いらっしゃいませんけれども、防災上の観点からも、この誘導していくという視点が大変僕は重要だと考えております。集約とかというよりも、防災上の観点から、私は居住地域を誘導していくということを、超長期的に考えてですよ、今あっちにしないで、こっちにしないで、こっちが安全ですという話ではなくて、防災上の観点と、いずれ道東自動車道の延伸によって、町の町の動きというものが大きく変わってくると思うのです。さらに、都市計画マスタープランも2023年が今、最終目標地点に置かれているかと思っておりますので、その改定といいますか、見直しに向けても準備を進めていく時期なのではないかなと考えております。

その適正化計画というものは、町民と協働のまちづくりという観点からも絵に描きやすいものだと思うのです。文章ではなくて。ここからこっちのほうに私たち住むようにしたほうがいいよねという、単純明快、絵に描くような、この辺に住めば安全だよね、この辺に住めば交通の便もいいよねというような、具体的、一般、私たち一般庶民にも分かりやすく、明解にされる計画だと思うのです。ぜひ、できるならば2023年、今度のマスタープランの高度化されたものかと思うのですけれども、ご検討いただければと思います。今、お答えいただける話ではないと思うのですが、どういった見通しを今後対応されるのかなということをお伺いしたいと思うのですが。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部建設課長） お答えいたします。

ただいま、ご質問者おっしゃったとおり、厚岸町は湖南地区と湖北地区ということで、大橋をまたいで、都市計画区域内においては二つの拠点があると考えております。

この立地適正化計画においては、都市計画区域内に限定した計画でありまして、そうなりますと、現在都市計画の用途地域等も敷かれているわけですけれども、比較的厚岸町は古くからの都市基盤が形成されておりまして、その中において漁業されている方もおりますけれども、住宅地域は住宅、失礼、住宅は住宅地域に建てて、そこに住まわれている方がほとんどであります。そのほか、商業地域は、ここで言えばメイン通り、役場の前の通り、商業地域になりますけれども、そういったところに商業エリアが集中しているといった部分では、図らずもコンパクトシティ、コンパクトなまちづくりというのは、古くから形成されているのではないかなと、私は思っているわけですけれども、それに加えて、昨今、防災関係においてのまちづくりというのも当然必要になってくるわけでありまして。そうした上では、当然、災害を防ぐといった意味では、住民の安全を確保するという一方で、そういった災害リスクの少ない土地への誘導というのも、当然

必要な課題ではあるかと思えます。

ただ、今言ったように、海沿いには当然、漁業従事者の方が昔から住まわれているといったような状況もあることから、直ちに、10年、20年の間に防災に強い、災害を受けないまちづくりというのは、なかなかすぐにはできないものと考えておりますけれども、そういった意味では、次期の改正までには他の町の事案も研究させていただきながら、厚岸町としてどういったようなコンパクトなまちづくりができるかといった部分を研究させていただきたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

課長おっしゃっていただいたとおりでと思います。人口減少も踏まえて、2040年には6,000人弱、2060年には3,000人余りということです。そのくらい、もう50年、100年先を考えて、今から私たちのお子さんやお孫さんたちから借りている町だという認識で、私たちの責任として、そういった方向性というのを今からでも打ち出していかないと、10年ごとに1,000人くらい減っていくペースですよね。ですから、私たちの責任として、そういったものを計画を立てていかなければならないのではないのかなと思います。

町長の任期もあと1年かと思えます。町長、もう1期続けて、ご尽力いただけるのか、新しい町長が誕生するのか、私ごときが知るところではございませんけれども、ぜひ次期町長には20年後、30年後、40年後といったものを語っていただきたい。立地適正化計画、コンパクトなまちづくり、この町の姿というものも示していただきたいと思えます。お願い申し上げまして、質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

いろいろとご意見ありましたけれども、やはりまちづくりの中心は、皆さん方もご承知のとおり、このたび第6期厚岸町総合計画がスタートを切ったわけであります。その中にも都市計画と、いろいろと項目があるわけがございます。そういう、やはり総合計画に基づいて、まちづくりを実施していくと。そしてまた、実行していくということが最も大事なことであろう、そのようにも考えておるわけであります。

総合計画といいましても、ご承知のとおり基本計画、これは厚岸町の場合は行動計画、それから実施計画というものがあるわけであります。さらには、関係するものとして個別計画というものがあるわけであります。それぞれが計画どおりに実施するために、我々は議会ともども、頑張っていかなければならない。そのようにも認識を新たにさせていただいているところでございます。

●議長（堀議員） 以上で、7番、杉田議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 5 時25分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和2年6月17日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員